

名古屋大学

放射性同位元素・放射線発生装置・  
X線装置利用の手引き

— 全 学 編 —

2024 年度版

# 目 次

1. 規程等	1
1-1 東海国立大学機構放射線安全管理規程	1
1-2 名古屋大学放射線安全管理規程	2
1-3 名古屋大学原子力委員会規程	7
1-4 名古屋大学放射線安全委員会細則	9
1-5 名古屋大学核燃料物質管理委員会細則	11
1-6 申合せ	13
・原子力委員会申合せ事項	13
・管理区域外使用及び下限数量以下の線源の使用に関する申合せ	14
・労安法上の「管理区域に一時的に立ち入る労働者」の立ち入りの記録に関する申合せ	16
・クロスアポイントメント契約者の放射線業務従事に係る管理に関する申合せ	17
2. 管理組織	19
2-1 名古屋大学放射線安全管理組織図	19
2-2 原子力委員会委員一覧	20
2-3 放射線安全委員会委員一覧	21
2-4 核燃料物質管理委員会委員一覧	22
3. 放射線業務従事者	23
3-1 放射線業務従事資格	23
3-2 外部から受入れる放射線取扱業務従事者に係る管理業務の取り扱いについて	27
4. 放射性同位元素及び放射線発生装置の取扱資格認定手続き	29
5. X線装置の取扱い	32
5-1 X線装置の管理	32
5-2 X線業務従事者（第3種）	33
5-3 X線取扱資格認定手続き	34
6. 放射線業務従事者の健康診断等	40
6-1 健康診断等実施計画	40
6-2 放射線を取り扱う学生の特殊健康診断実施要領	42
6-3 放射線を取り扱う職員の特殊健康診断実施要領	50
7. 作業環境測定	62
8. アイソトープの譲渡・譲受	63
9. 放射性廃棄物	66
10. 放射線事故発生時の通報手順	68
11. 放射線使用施設等（事業所）の連絡先と配置図及び主任者等一覧	69
12. 放射線取扱主任者が選任されていない部局の事務が行う業務について	74
付 録	
1. 線量限度	75
2. その他	76



# 1. 規 程 等

## 1-1 東海国立大学機構放射線安全管理規程

(令和2年4月1日機構規程第72号)

(目的)

**第1条** この規程は、東海国立大学機構（以下「機構」という。）における核原料物質及び核燃料物質並びに放射性同位元素、放射線発生装置及び放射線の発生を伴う装置等による放射線障害の発生を防止し、及び特定放射性同位元素を防護して、公共の安全を確保することを目的とする。

2 放射線障害の防止に関しては、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「RI規制法」という。）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、作業環境測定法（昭和50年法律第28号）、医療法（昭和23年法律第205号）、獣医療法（平成4年法律第46号）等の関係法令（「以下、法令等」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(適用範囲)

**第2条** この規程は、機構において実施されるすべての放射線の取扱いに適用される。

2 機構が設置する国立大学（以下「大学」という。）における放射線安全管理についての詳細は、この規程のほか、大学の定めるところによる。

(機構長の責務)

**第3条** 機構長は、法令等に基づく必要な手続きを行うとともに、機構における放射線の適正な安全管理に関し総括管理する。

(大学の長の責務)

**第4条** 大学の長は、大学における放射線の適正な安全管理に関する事務を処理する。

(雑則)

**第5条** この規程に定めるもののほか、機構における放射線の適正な安全管理に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

## 1-2 名古屋大学放射線安全管理規程

(平成16年4月1日規程第81号)

改正	平成17年3月22日規程第353号	平成18年3月22日規程第117号(題名改正)
	平成18年3月29日規程第148号	平成18年4月18日規程第4号
	平成19年5月28日規程第14号	平成21年3月30日規程第92号
	平成25年3月29日通則第3号	平成26年3月26日規程第125号
	平成26年7月30日規程第17号	平成27年9月30日規程第68号
	平成28年1月8日規程第93号	平成29年3月30日規程第136号
	平成29年7月31日規程第52号	平成30年9月28日規程第50号
	令和元年7月2日規程第16号	令和元年9月30日規程第50号
	令和2年4月1日名大規程第38号	令和4年4月1日名大規程第1号
	令和4年6月30日名大規程第23号	令和5年2月15日名大規程第81号
	令和5年3月31日名大規程第114号	

(目的)

**第1条** 東海国立大学機構放射線安全管理規程(令和2年度機構規程第72号)第2条第2項の規定に基づき、名古屋大学(以下「本学」という。)における放射線安全管理に関し必要な事項はこの規程の定めるところによる。(放射線使用施設等)

**第2条** この規程において、「放射線使用施設」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 核原料物質及び核燃料物質を取り扱う施設
- 二 密封されていない放射性同位元素を取り扱う施設
- 三 密封された放射性同位元素等(第6号及び第7号に規定する機器を除く。)を取り扱う施設
- 四 放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「RI規制法」という。)第2条第3項に規定する特定放射性同位元素を取り扱う施設
- 五 RI規制法第2条第5項及び医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第24条に規定する放射線発生装置を取り扱う施設
- 六 RI規制法第12条の5第2項に規定する表示付認証機器を取り扱う施設
- 七 RI規制法第12条の5第3項に規定する表示付特定認証機器を取り扱う施設
- 八 電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第32号)第2条第1項に規定する放射線を発生する装置又は器具(第4号に規定する放射線発生装置を除く。)を取り扱う施設

(放射線使用施設等の新設、廃止及び変更)

**第3条** 放射線使用施設等を新設し、若しくは廃止し、又は次の各号のいずれかに該当する事項について変更しようとするときは、当該放射線使用施設等の所属する部局の長(以下「部局長」という。)は、あらかじめ、原子力委員会の承認を得るものとする。

- 一 核原料物質及び核燃料物質又は放射性同位元素の種類及び数量
- 二 前条第5号に掲げる放射線発生装置の種類、台数及び性能

- 三 核原料物質及び核燃料物質又は放射性同位元素及び放射線発生装置の使用の目的及び方法
  - 四 放射線使用施設等の位置及び構造（前条第6号から第8号までに規定する施設を除く。）
  - 五 核原料物質及び核燃料物質又は放射性同位元素の貯蔵施設の位置、構造及び貯蔵能力
  - 六 核原料物質及び核燃料物質又は放射性同位元素並びにそれらによって汚染された物の廃棄施設の位置、構造及び性能
- 2 前条第6号に掲げる施設で使用する表示付認証機器の使用の目的及び方法並びに台数、同条第7号に掲げる施設で使用する表示付特定認証機器の台数並びに同条第8号に掲げる施設で使用する放射線を発生する装置又は器具の種類、台数及び性能を変更したときは、部局長は、所定の期間内に原子力委員会に届け出るものとする。
- 3 前2項の「部局」とは、運営支援組織、学部、研究科、教養教育院、博士課程教育推進機構、アジアサテライトキャンパス学院、附置研究所、医学部附属病院、学内共同教育研究施設等、情報基盤センター、総合保健体育科学センター、国際高等研究機構、高等研究院、トランスフォーマティブ生命分子研究所、素粒子宇宙起源研究所、学際統合物質科学研究機構、未来社会創造機構、グローバル・マルチキャンパス推進機構、Development Office 及び全学技術センターをいう。

（放射線取扱主任者等）

- 第4条** 第2条第1号に掲げる施設に管理責任者、同条第2号、第3号及び第5号に掲げる施設に放射線取扱主任者、同条第4号に掲げる施設に特定放射性同位元素防護管理者、同条第6号に掲げる施設に安全管理責任者、同条第7号に掲げる施設に管理担当者並びに同条第8号に掲げる施設にエックス線取扱主任者及び管理区域ごとにエックス線作業主任者（ただし、装置内のみが管理区域でインターロックを備えた装置の場合は管理責任者）（以下「放射線取扱主任者等」という。）を置く。
- 2 放射線取扱主任者及びエックス線作業主任者は、部局長の推薦に基づき、総長が選考し、東海国立大学機構の長（以下「機構長」という。）が任命する。
- 3 特定放射性同位元素防護管理者は、部局長が任命する。

（放射線取扱主任者等の職務）

- 第5条** 放射線取扱主任者等は、部局長と協議の上、放射線使用施設等における放射線障害の発生の防止に関して監督を行う。

（放射線障害予防内規等）

- 第6条** 部局長は、この規程に定めるもののほか、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号）第2条の12第1項各号に掲げる事項、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「RI規制法施行規則」という。）第21条第1項各号に掲げる事項、第24条の2の3第1項各号に掲げる事項、電離放射線障害防止規則第41条の3各号に掲げる事項、医療法施行規則第4章第2節から第5節までに掲げる事項その他放射線障害の予防又は放射線使用施設の保安に関して必要な事項を、内規等により定めるものとする。
- 2 部局長は、前項に規定する内規等を制定及び改廃する場合は、あらかじめ、原子力委員会の承認を得るものとする。
- 3 部局長は、前2項により内規等を制定及び改廃した後、総長に報告するものとする。

（健康診断）

- 第7条** 総長は、放射線業務従事者について健康診断を行い、職員に係る結果の記録を遅滞なく所轄する労働基準監督署長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する健康診断は、職員については、名古屋大学安全衛生管理規程（平成16年度規程第80号）の

定めるところにより、学生については、総長が定める学生健康診断実施計画により行うものとする。

(作業環境測定)

**第8条** 総長は、労働安全衛生法が定める放射線業務を行う作業場について作業環境測定を行う。

(作業環境測定士)

**第9条** 前条の作業場に、作業環境測定を行うため、作業環境測定士を置く。

2 作業環境測定士は、作業場の作業環境測定をつかさどり、当該測定を行う者を監督する。

3 作業環境測定士は、総長が選考し、機構長が任命する。

(放射線障害を受けた者等に対する措置)

**第10条** 部局長は、放射線障害を受け、又は受けたおそれのある者に対し、医師又は放射線取扱主任者等の意見に基づき、管理区域への立入時間の短縮、立入りの禁止、放射線に被ばくするおそれの少ない業務への配置転換等必要な措置を講じなければならない。

(事故及び危険時の措置)

**第11条** 部局長は、次に掲げる事態が発生したときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、速やかに必要事項を総長に報告しなければならない。

一 RI規制法施行規則第28条の3各号に掲げる事項のいずれかに該当する事故が発生したとき。

二 地震、火災その他の災害のため放射線障害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。

三 前号に定めるもののほか、放射線障害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。

2 総長は、前項の報告を受けたときは、その旨を直ちに機構長に報告しなければならない。

(放射線業務従事者の義務)

**第12条** 放射線業務従事者は、放射線取扱主任者等が放射線障害予防のために行う命令又は指示に従わなければならない。

(放射線取扱主任者等の勧告)

**第13条** 放射線取扱主任者等は、放射線業務従事者が、放射線障害防止のための業務に違反したと認めるときは、取扱いの制限又は中止その他必要な措置を講ずることについて、部局長に勧告することができる。

2 放射線取扱主任者等は、前項の勧告をしたときは、速やかに放射線安全委員会又は核燃料物質管理委員会に連絡するものとする。

(年次報告書の提出)

**第14条** 部局長は、毎年度の終わりに、その年度の放射線施設の実態報告書を、別に定める様式により作成し、放射線安全委員会又は核燃料物質管理委員会に報告しなければならない。

2 放射線安全委員会及び核燃料物質管理委員会は、前項の報告をとりまとめ、意見を付して原子力委員会に報告し、その承認を得た上、総長に報告しなければならない。

(安全教育)

**第15条** 総長は、放射線業務に従事する職員を採用した場合又は新たに放射線業務に職員に従事させる場合には、必要な安全教育を行わなければならない。

2 前項の規定は、学生、研究生等に準用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月22日規程第353号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月22日規程第117号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月29日規程第148号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月18日規程第4号）

この規程は、平成18年4月18日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年5月28日規程第14号）

この規程は、平成19年5月28日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成21年3月30日規程第92号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日通則第3号）

この通則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日規程第125号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月30日規程第17号）

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成27年9月30日規程第68号）

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年1月8日規程第93号）

この規程は、平成28年1月8日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月30日規程第136号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月31日規程第52号）

この規程は、平成29年8月1日から施行する。

附 則（平成30年9月28日規程第50号）

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和元年7月2日規程第16号）

1 この規程は、令和元年7月2日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、改正後の第4条第1項及び第3項の特定放射性同位元素防護管理者に係る規定並びに第6条第1項のRI規制法施行規則第24条の2の3第1項各号に掲げる事項に係る規定は、令和元年9月1日から施行する。

附 則（令和元年9月30日規程第50号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日名大規程第38号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日名大規程第1号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月30日名大規程第23号）

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令和5年2月15日名大規程第81号）

この規程は、令和5年3月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日名大規程第114号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

### 1-3 名古屋大学原子力委員会規程

	(平成16年4月1日規程第17号)
改正 平成17年3月22日規程第353号	平成17年7月25日規程第16号
平成18年2月27日通則第6号(題名改正)	平成19年3月28日規程第106号
平成20年3月31日規程第117号	平成27年9月30日規程第68号
平成29年3月30日規程第136号	平成30年2月20日規程第100号
令和2年4月1日名大規程第75号	令和4年4月1日名大規程第2号

(設置)

**第1条** 名古屋大学における原子力の研究、教育及び利用について協力体制を推進し、併せてその安全を確保するため、原子力委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

**第2条** 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 研究科(大学院国際開発研究科及び大学院多元数理科学研究科を除く。)、附置研究所、医学部附属病院、アイソトープ総合センター及び総合保健体育科学センターの教授又は准教授各1名
- 二 放射線安全委員会の委員長
- 三 核燃料物質管理委員会の委員長

2 前項第1号の委員は、総長が任命する。

(任期)

**第3条** 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じたときは、その都度補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

**第4条** 委員会に、委員長を置き、第2条第1項第1号の委員のうちから互選する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(招集の請求)

**第5条** 委員長は、委員2名以上の要求があるとき、又は放射線安全委員会若しくは核燃料物質管理委員会の要求があるとき、その他必要があると認めるときは、委員会を招集する。

(定足数)

**第6条** 委員会は、第2条第1項第1号の委員の3分の2以上を含む委員の過半数の出席によって成立し、議事は、出席者の過半数によって決する。

(意見の聴取)

**第7条** 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(放射線安全委員会及び核燃料物質管理委員会)

**第8条** 委員会には、原子力の安全性を確保するため、適当な研究者をもって組織する放射線安全委員会及び核燃料物質管理委員会を置く。

2 原子力の研究、教育又は利用に当たる者は、その安全性を確保するために必要があると認めるときは、放射

線安全委員会又は核燃料物質管理委員会の意見を求めなければならない。

3 放射線安全委員会及び核燃料物質管理委員会は、前項に規定するもののほか、随時、総長その他の関係機関の諮問に応ずるものとする。

4 放射線安全委員会及び核燃料物質管理委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(改正)

**第9条** この規程の改正は、第2条第1項第1号の委員の3分の2以上の出席する委員会において、出席者の3分の2以上の賛成を得て発議することを必要とする。

(庶務)

**第10条** 委員会の庶務は、研究戦略部研究安全管理課において処理する。

(雑則)

**第11条** この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、総長が定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成27年10月1日以降最初の任命に係る第2条第1項第1号に規定する宇宙地球環境研究所の委員の任期は、第3条本文の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則（平成17年3月22日規程第353号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月25日規程第16号）

この規程は、平成17年7月25日から施行する。

附 則（平成18年2月27日通則第6号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日規程第106号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規程第117号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月30日規程第68号）

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日規程第136号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月20日規程第100号）

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初の任命に係る委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

附 則（令和2年4月1日名大規程第75号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日名大規程第2号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

## 1-4 名古屋大学放射線安全委員会細則

(平成18年2月27日細則第24号)

改正	平成19年3月28日規程第106号	平成20年3月31日規程第117号
	平成24年3月29日規程第105号	平成27年9月30日細則第6号
	平成30年3月22日細則第25号	令和元年6月24日細則第4号
	令和2年4月1日名大規程第75号	令和4年4月1日名大細則第1号

(趣旨)

**第1条** 名古屋大学原子力委員会規程（平成16年度規程第17号）第8条第4項の規定に基づく名古屋大学放射線安全委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項は、この細則の定めるところによる。

(審議事項)

**第2条** 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 原子力の研究，教育（放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）第22条に定める事項を含む。）及び利用に係る放射線障害の防止に関する事項
- 二 放射線に係る研究上の問題に関する事項
- 三 その他放射線に係る問題に関する事項

(組織)

**第3条** 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 大学院理学研究科，大学院医学系研究科（鶴舞地区），大学院工学研究科及び大学院生命農学研究科の教授又は准教授各2名
  - 二 大学院情報学研究科，大学院医学系研究科（大幸地区），大学院環境学研究科，大学院創薬科学研究科，環境医学研究所，宇宙地球環境研究所，医学部附属病院，アイソトープ総合センター及び総合保健体育科学センターの教授又は准教授各1名
  - 三 核燃料物質管理委員会委員長
  - 四 その他委員会が必要と認めた者
- 2 前項第1号及び第2号の委員は、原子力委員会の委員長が指名する。

(任期)

**第4条** 前条第1項第1号及び第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前条第1項第4号の委員の任期は、その都度委員長が定めるものとする。
- 3 委員に欠員を生じたときは、その都度補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

**第5条** 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(定足数)

**第6条** 委員会は、委員の過半数の出席によって成立し、議事は、出席者の過半数によって決する。

(調査及び点検)

**第7条** 委員会は、必要があると認めるときは、放射線使用施設等（核原料物質及び核燃料物質を使用する施設を除く。）の調査及び点検を行うことができる。

2 前項の調査及び点検を行う場合、委員会は、あらかじめ関係部局の長に通知するものとする。

3 委員会は、第1項の調査及び点検の結果に基づき評価を行い、意見を付して原子力委員会に報告し、その承認を得た上で、総長に報告しなければならない。

(意見の聴取)

**第8条** 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

**第9条** 委員会の庶務は、研究戦略部研究安全管理課において処理する。

附 則

1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この細則の施行の際、施行日前から引き続き任命された、第3条第1項第1号及び第2号の委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則（平成19年3月28日規程第106号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規程第117号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日規程第105号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月30日細則第6号）

1 この細則は、平成27年10月1日から施行する

2 この細則の施行の際最初の任命に係る第3条第1項第2号に規定する宇宙地球環境研究所の委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則（平成30年3月22日細則第25号）

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月24日細則第4号）

この細則は、令和元年6月24日から施行する。

附 則（令和2年4月1日名大規程第75号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日名大細則第1号）

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

## 1-5 名古屋大学核燃料物質管理委員会細則

(平成18年2月27日細則第25号)

改正	平成19年3月28日規程第106号	平成20年3月31日規程第117号
	平成27年9月30日規程第68号	平成29年2月20日細則第24号
	平成30年3月26日細則第26号	令和2年4月1日名大規程第75号
	令和4年4月1日名大細則第2号	令和5年4月17日名大細則第1号

(趣旨)

**第1条** 名古屋大学原子力委員会規程（平成16年度規程第17号）第8条第4項の規定に基づく名古屋大学核燃料物質管理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項は、この細則の定めるところによる。

(審議事項)

**第2条** 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 核原料物質及び核燃料物質（以下「核燃料物質等」という。）の使用、計量管理及び保管に関する事項
- 二 核燃料物質等に係る全学的な連絡調整及び調査検討に関する事項
- 三 その他核燃料物質等に関する事項

(組織)

**第3条** 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 大学院理学研究科，大学院医学系研究科（鶴舞地区），大学院医学系研究科（大幸地区），大学院工学研究科，大学院生命農学研究科，大学院創薬科学研究科，未来材料・システム研究所，医学部附属病院及びアイソトープ総合センターの教授又は准教授各1名
  - 二 放射線安全委員会委員長
  - 三 核燃料管理施設の教授又は准教授1名
  - 四 その他委員会が必要と認めた者
- 2 前項第1号及び第3号の委員は、原子力委員会の委員長が指名する。

(任期)

**第4条** 前条第1項第1号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前条第1項第4号の委員の任期は、その都度委員長が定めるものとする。
- 3 委員に欠員を生じたときは、その都度補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

**第5条** 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(定足数)

**第6条** 委員会は、委員の過半数の出席によって成立し、議事は、出席者の過半数によって決する。

(調査及び点検)

**第7条** 委員会は、必要があると認めるときは、核燃料物質等使用施設の調査及び点検を行うことができる。

- 2 前項の調査及び点検を行う場合、委員会は、あらかじめ関係部局の長に通知するものとする。

(意見の聴取)

**第8条** 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

**第9条** 委員会の庶務は、研究戦略部研究安全管理課において処理する。

附 則

1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この細則の施行の際、施行日前から引き続き任命された、第3条第1項第1号の委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則 (平成19年3月28日規程第106号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日規程第117号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年9月30日規程第68号)

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月20日細則第24号)

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日細則第26号)

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日名大規程第75号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日名大細則第2号)

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月17日名大細則第1号)

この細則は、令和5年4月17日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

## 1-6 申合せ

平成13年2月26日  
平成19年3月改訂  
原子力委員会了承

### 原子力委員会申合せ事項

1. 名古屋大学放射線安全管理規程（以下「安全管理規程」という。）第6条に規定する内規等には、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律若しくは放射性同位元素等の規制に関する法律に規定する規定を含むものとする。
2. 次の表の左欄に掲げる施設における放射線障害の防止に関する職務については、人事に関する事項を除き、右欄のものに委任することができる。

放射線取扱施設名称	施設責任者
医学部（大幸地区） 大学院生命農学研究科附属農場	医学部保健学科長 大学院生命農学研究科附属農場長

3. 放射性同位元素等の規制に関する法律第10条5項に限定する軽微な変更事項については、安全管理規程第3条第1項の規定にかかわらず、事後報告とする。

## 管理区域外使用及び下限数量以下の線源の使用に関する申合せ

### [1] 管理区域外使用に関する基本的考え方

1. 名古屋大学における長年の放射線安全管理体制の整備の努力の成果を生かしつつ長期的な観点に立って、放射線、RIは利用しやすく、かつ管理は厳密に行い、将来の大学や社会に対して負の遺産を残さない、さらには社会的な問題を生じない様な安全管理体制を考える。
  - ①法令は最低限の事項を規定しているものと理解する。
  - ②法令は頻繁に改正されており、今後もその傾向は変わらないと思われる。法令改正の都度、右往左往することは、時間の無駄でもあるし、精神衛生上も良くない。
  - ③法令の基準は厳しくなったり、緩和されたりしている。
  - ④緩和された基準で管理していると、将来厳しくなったときに、対応するために大変な労力を要する事態が生じる。湧出し線源の原因となる。今回もその原因が作られている。
  - ⑤我国における放射線安全管理、ひいては名古屋大学における放射線安全管理、如何にあるべきかとの観点に立って、大学としての方針を決定するべきである。
  - ⑥それによって、法令改正があっても柔軟に対応できるようにしておく。
2. 名古屋大学放射線安全管理規程（旧全学放射線障害予防規程）では、基本的な内容を網羅し、幅広く対象を捉えるように定めることによって、法令が変わっても柔軟な対応が可能ないようにしておく。
3. 名古屋大学放射線安全管理規程中に、管理区域外使用に関する条項を定める必要はない。管理区域外使用は、施設の使用の目的、方法、場所、核種が変更されるので、原子力委員会、放射線安全委員会の承認を要することになる。
4. 管理区域外使用を計画する部局は、原子力規制委員会への許可変更申請の手続きの書類等を提出して原子力委員会、放射線安全委員会の承認を得なければならないことになる。名古屋大学放射線安全管理規程には、具体的な使用、保管、廃棄その他の管理上必要な事項を定める。
5. 管理区域外使用と管理の計画が適切であるか否かは、放射線安全委員会へ申請する前に主任者会議において個別に検討し、放射線安全委員会において決定し、原子力委員会の承認を得る。主任者会議のメンバーが学内では最も放射線安全管理の現場と実情に精通しており、多様な角度から安全性、利便性を適切に判断できる。
6. 主任者会議で合意されなかった事項を部局独自に実施しない。

### [2] 管理区域外使用に関する主任者会議における検討事項

#### 下限数量以下の非密封線源の管理区域外使用の原則

##### ①使用の方法

可能と思われる実験：X線結晶解析、顕微鏡及び電子顕微鏡観察、トレーサ実験等

条件：試料、廃棄物は使用の都度（毎日）管理区域へ持ち帰る。

- ②記帳：管理区域使用に準じて記帳する。
- ③出入管理：出入管理は行う。
- ④被曝管理：年間使用数量が下限数量の1/100以下であれば，被曝管理を行わない。
- ⑤教育訓練：RIセンターの初歩講習と同等以上の教育訓練を受ける。法令でいう，管理区域内で作業する放射線業務従事者としての教育訓練を受ける。
- ⑥測定：汚染検査は義務とする。使用の都度，汚染検査する。表面汚染は管理区域内の基準で管理する。
- ⑦廃棄方法：液体，固体廃棄物は，管理区域へ持ち帰る。
- ⑧管理責任体制：第1種放射線取扱主任者資格を有する者が管理すること。
- ⑨運搬：溶液等がこぼれないような状態で運搬する。運搬時には管理室（管理担当者）と相談する。
- ⑩非密封許可事業所を持たない部局は，下限値以下の非密封線源を受け入れ，使用することを禁止する。
- ⑪非密封許可事業所を持つ部局であっても，事業所外で下限値以下の非密封線源を受け入れ，使用することを禁止する。

### [3] 下限数量以下の密封線源の管理

目的：紛失及び将来基準が変更されたときに湧出し線源となることを防ぐ。

\* 紛失線源を乳幼児が口にすることもあり得る。

\* 旧法令では規制値以下であったが，今回の法令改正で密封線源となった校正用線源には，廃棄の制限が加わった。旧法令では規制値以下であって，現在把握されていない線源を，法令改正を知らない者が不注意に廃棄すると法令違反になる。

- ①規制値以下の線源であっても，受入れ，払出しを管理する。受入れ時には登録する。
- ②使用の記録を記帳する。
- ③定期的に保管状況を確認する。
- ④管理は，各部長の責任において，実施する。実施方法は内規等で定めるものとする。
- ⑤主任者がいない部局にあつては，各部長の依頼に基づいてアイソトープ総合センターの主任者が助言する。

### [4] 検討課題

1. 下限数量以下の密封線源・非密封線源の管理の対象とする放射エネルギーについては，今後検討する。

### [5] 申合せの実施

1. この申合せは，平成19年3月30日から有効とする。
2. この申合せは，令和5年3月15日から有効とする。

令和3年1月18日

原子力委員会了承

## 労働安全衛生法上の「管理区域に一時的に立ち入る労働者」の 立ち入りの記録に関する申合せ

労安法上の「管理区域に一時的に立ち入る労働者」の立ち入りの記録について、全学として以下の通り取り決める。

1. 立ち入り記録は次の事項について行う。
  - (1) 管理区域に立ち入った年月日及び時刻並びに当該管理区域から退出した年月日及び時刻
  - (2) 管理区域のうち立ち入った場所
  - (3) 管理区域に立ち入った目的及び作業内容
  - (4) 管理区域内で当該労働者と行動をともにする放射線業務従事者等で線量の測定を行った者がいた場合は、当該者の氏名、所属及び職務内容
  - (5) 線量の測定を行った場合はその数値、線量の測定を行ったものとみなした場合は「見なした者」と記録する。
2. 立ち入り記録は「管理区域に一時的に立ち入る労働者」全てを対象とする。
3. 立ち入り記録は立ち入り後1年間保存する。
4. 立ち入り記録の書式は施設毎の個別の書式とする。

ただし、医学部附属病院についてはこの限りではなく、別途適切な方法を検討する。

令和5年3月15日

原子力委員会了承

## クロスアポイントメント契約者の放射線業務従事に係る 管理に関する申合せ

クロスアポイントメント契約協定書に放射線業務従事に係る管理について記載がある場合は協定書に従い、記載がない場合は次の方針で管理を行う。

### 1. 管理を行う主たる機関

当該者本人の意向を確認した上で、名古屋大学及び相手機関の放射線取扱主任者が協議して決める。

### 2. 放射線業務従事者特殊健康診断

- (1) 特定有害業務等従事状況届出票を人事担当事務係に提出する。
- (2) 新規の放射線業務従事者登録時は、特殊健康診断は主たる機関で受診し、従たる機関に診断書の写しを提出する。ただし、相手機関が主たる機関の場合で、相手機関が特殊健康診断を実施しない場合は名古屋大学で受診する。
- (3) 継続登録時の特殊健康診断は、いずれが主たる機関であるかに関わらず、名古屋大学でも受診する。

### 3. 教育訓練

- (1) 新規登録時は、名古屋大学が実施する講習を受講する。または、放射線業務従事資格認定の手続きを行う。
- (2) 年次講習は、名古屋大学が実施する講習を受講する。

### 4. 被ばく管理

- (1) いずれが主たる機関であるかに関わらず、名古屋大学でも個人被ばく線量計の配付を受け、名古屋大学職員として放射線業務に従事する際には着用する。
- (2) 被ばく線量の合算は主たる機関が行う。相手機関が主たる機関の場合は、相手機関の放射線取扱主任者に合算結果を名古屋大学に送ってもらうよう依頼する。

### 5. 相手機関との連絡

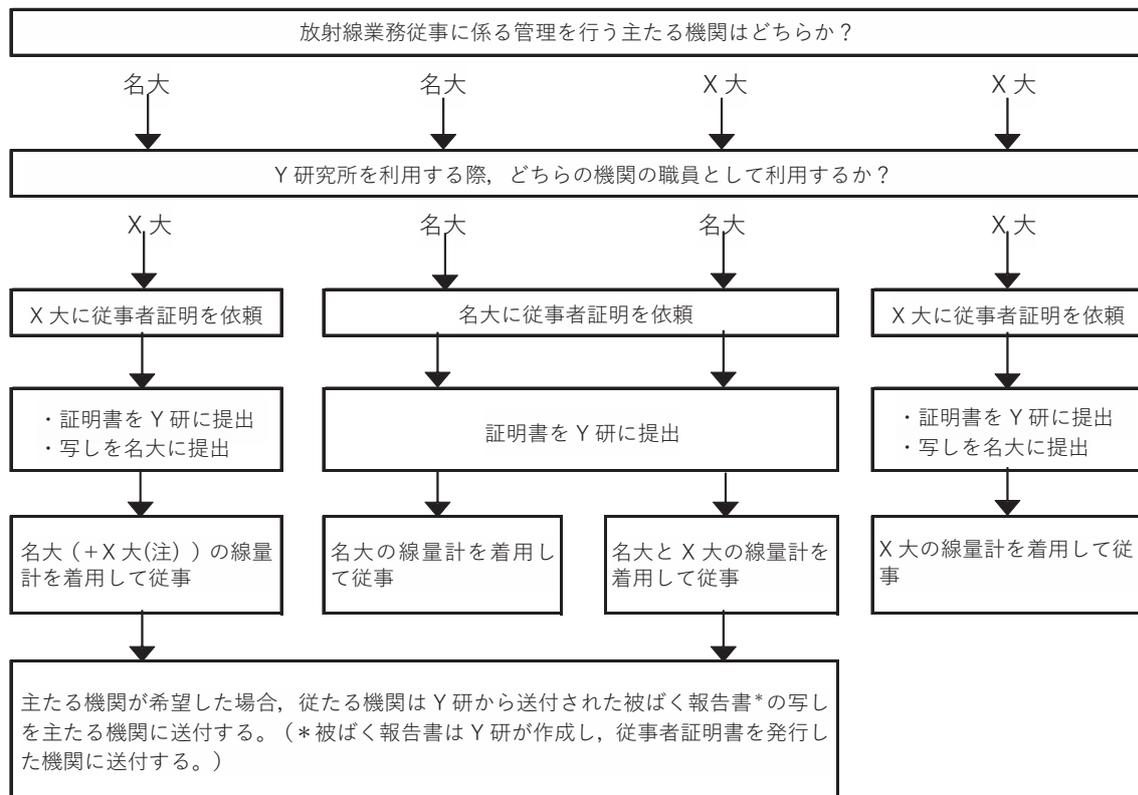
名古屋大学と相手機関の放射線取扱主任者が直接連絡を取り、必要に応じて事務係と情報共有する。

### 6. クロスアポイントメント契約をしている機関以外の施設（以下、学外施設）で放射線業務に従事する場合

- (1) 当該者本人がいずれの機関の職員として放射線業務に従事するか決める。
- (2) 当該者は(1)で決めた機関に放射線業務従事者証明書の発行を依頼する。相手機関に発行を依頼した場合は、証明書の写しを名古屋大学の所属部局事務係経由で放射線取扱主任者に提出する。
- (3) 個人被ばく線量計は主たる機関の線量計を着用する。ただし、名古屋大学が従たる機関であっても、名古屋大学職員として従事する場合は、相手機関の線量計と併せ名古屋大学の線量計も着用する。

〈フローチャート〉

名古屋大学とX大でクロスアポイントメント契約している人が、Y研究所を利用する場合

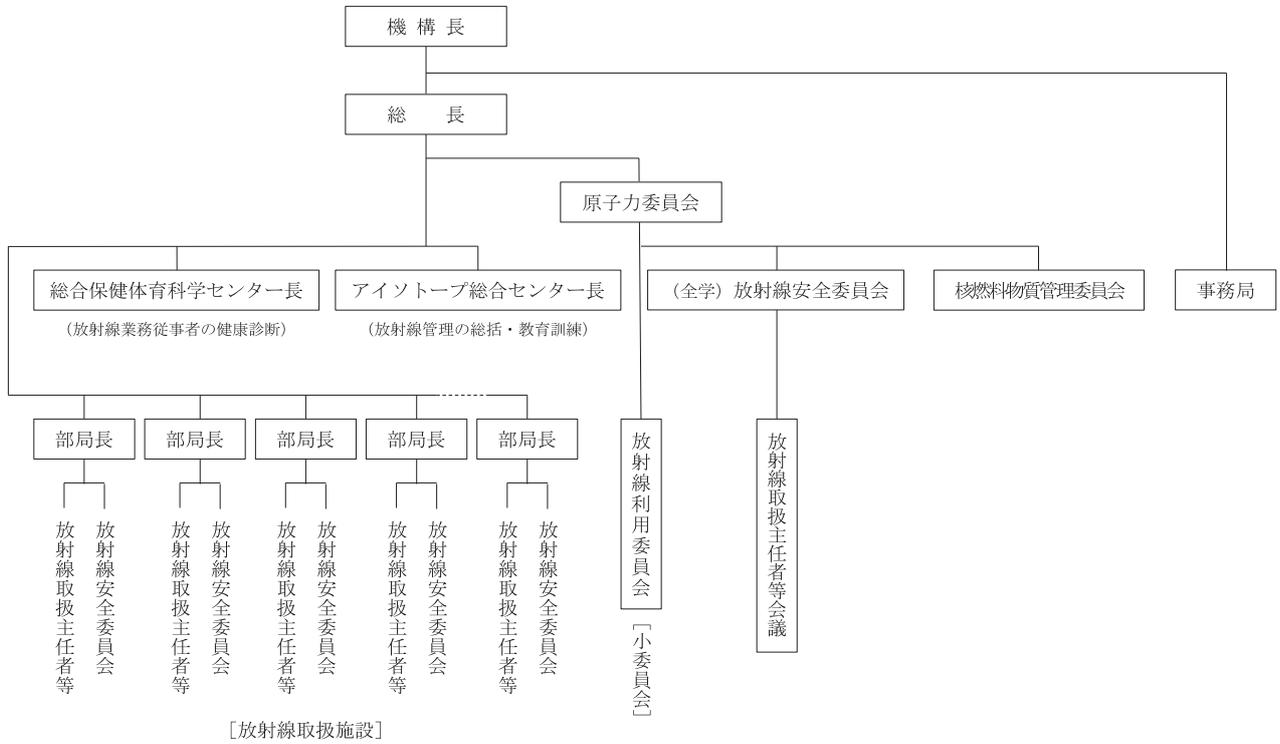


(注) X大の線量計の着用については、X大の指示に従う。

## 2. 管理組織

### 2-1 名古屋大学放射線安全管理組織図

放射線障害防止に伴う組織を下図に示す。



※ アイソトープ総合センターは、放射線障害の防止に関し指導助言を行うものとする。

## 2-2 原子力委員会委員一覧

(令和6年3月31日現在)

部 局 名	職 名	氏 名
人 文 学 研 究 科	教 授	大 島 義 和
教 育 発 達 科 学 研 究 科	教 授	渡 邊 雅 子
法 学 研 究 科	教 授	岡 克 彦
経 済 学 研 究 科	教 授	齊 藤 誠
理 学 研 究 科	教 授	小 嶋 誠 司
医 学 系 研 究 科	准 教 授	川 村 麻 里 子
工 学 研 究 科	教 授	◎ 山 澤 弘 実
生 命 農 学 研 究 科	教 授	山 本 浩 之
環 境 学 研 究 科	准 教 授	浅 原 良 浩
情 報 学 研 究 科	教 授	谷 村 省 吾
創 薬 科 学 研 究 科	准 教 授	阿 部 一 啓
環 境 医 学 研 究 所	准 教 授	増 田 雄 司
宇 宙 地 球 環 境 研 究 所	教 授	伊 藤 好 孝
未 来 材 料 ・ シ ス テ ム 研 究 所	准 教 授	小 林 亮
医 学 部 附 属 病 院	准 教 授	岩 野 信 吾
ア イ ソ ト ー プ 総 合 セ ン タ ー	教 授	柴 田 理 尋
総 合 保 健 体 育 科 学 セ ン タ ー	教 授	小 池 晃 彦
放 射 線 安 全 委 員 会	委 員 長	柴 田 理 尋
核 燃 料 物 質 管 理 委 員 会	委 員 長	辻 義 之

◎：委員長

## 2-3 放射線安全委員会委員一覧

(令和6年3月31日現在)

部 局 名	職 名	氏 名
情報学 研究科	教授	森 健 策
理学 研究科	准教授	居 波 賢 二
〃	准教授	成 田 哲 博
医学系 研究科 (鶴舞地区)	教授	川 嶋 啓 揮
〃 (鶴舞地区)	教授	石 井 誠
〃 (大幸地区)	准教授	小 山 修 司
工学 研究科	教授	山 田 智 明
〃	教授	山 澤 弘 実
生命農学 研究科	教授	山 本 浩 之
〃	教授	柴 田 貴 広
環境学 研究科	教授	杉 谷 健一郎
創薬科学 研究科	准教授	阿 部 一 啓
環境医学 研究所	准教授	増 田 雄 司
宇宙地球環境 研究所	教授	北 川 浩 之
医学部 附属 病院	准教授	川 村 麻里子
アイソトープ総合センター	教授	◎ 柴 田 理 尋
総合保健体育科学センター	教授	小 池 晃 彦
核燃料物質管理委員会	委員長	辻 義 之

◎：委員長

## 2-4 核燃料物質管理委員会委員一覧

(令和6年3月31日現在)

部 局 名	職 名	氏 名
理 学 研 究 科	准 教 授	成 田 哲 博
医 学 系 研 究 科 ( 鶴 舞 地 区 )	教 授	室 原 豊 明
〃 ( 大 幸 地 区 )	准 教 授	池 田 勝 秀
工 学 研 究 科	教 授	◎ 辻 義 之
生 命 農 学 研 究 科	教 授	山 本 浩 之
創 薬 科 学 研 究 科	准 教 授	阿 部 一 啓
未 来 材 料 ・ シ ス テ ム 研 究 所	准 教 授	小 林 亮
医 学 部 附 属 病 院	准 教 授	川 村 麻 里 子
ア イ ソ ト ー プ 総 合 セ ン タ ー	教 授	柴 田 理 尋
核 燃 料 管 理 施 設	教 授	吉 橋 幸 子
放 射 線 安 全 委 員 会	委 員 長	柴 田 理 尋

◎：委員長

### 3. 放射線業務従事者

#### 3-1 放射線業務従事資格

放射線使用は、放射性同位元素等の規制に関する法律、労働安全衛生法、電離放射線障害防止規則等の法令により規制され、放射線業務に従事する者に必要な教育及び訓練が定められています。名古屋大学では、これらの法令を満たし、安全な放射線利用に必要な教育及び訓練として講義と実習を実施し、その修了者に従事資格を与えています。

#### ◎放射線業務に従事するために必要な資格について

名古屋大学の放射線業務従事資格は、従事可能な放射線業務別に、第1種、第2種、第3種の3種類があります。第2種資格では、教育及び訓練の修了内容によって、第2種（A）（B）（B+実習）資格に分かれます。各資格を取得することにより従事可能な放射線業務は以下のとおりです。

取扱い可能な従事内容	第1種	第2種			第3種
		(A)	(B)	(B+実習)	
非密封放射性同位元素の取扱い	○		条件付 <sup>(注1)</sup>	○	
密封放射性同位元素の取扱い	○	○	○	○	
放射化を伴う加速器施設の利用	○		条件付 <sup>(注1)</sup>	○	
放射化を伴わない加速器施設の利用	○	○	○	○	
放射光（シンクロトロン光）施設の利用 <sup>(注2)</sup>	○	○	○	○	
X線発生装置の取扱い	○				○

注1 本学で非密封放射性同位元素の取扱い資格及び放射化を伴う加速器施設の利用資格を取得するためには、講義と実習の受講が必要ですが、実習の代わりに「見習い期間」を設けることを可能としている部局もあります。見習い期間中は、単独での業務従事が制限され、教職員で放射線業務を熟知した者の指導の元に作業しなければなりません。見習い期間の可否については、所属部局の放射線安全管理室で確認をしてください。

注2 放射光施設において、X線が発生する業務に従事する場合には、第2種及び第3種資格の取得が必要です。

## ◎資格取得方法

### (1) アイソトープ総合センター開催の講習会

全学の放射線安全委員会で認定された全学対象に開催する講習会です。

#### ①RI講習

令和2年度（2020年度）から、次の受講コースが開設されました。

それぞれ第2種（A）、第2種（B）、第2種（B+実習）の資格取得が可能です。

受講コース	内容	時間	資格
講義A	・放射線の人体に与える影響	40分	第2種（A）
	・放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い（非密封RI取扱い、放射化を伴う加速器の項目を除く）	2時間	
	・放射線障害防止に関する法令及び放射線障害予防規程	40分	
講義B	・放射線の人体に与える影響	40分	第2種（B）
	・放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い（非密封RI取扱い、放射化を伴う加速器の項目を含む）	3時間	
	・放射線障害防止に関する法令及び放射線障害予防規程	40分	
講義B+実習	・放射線の人体に与える影響	40分	第2種（B+実習）
	・放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い（非密封RI取扱い、放射化を伴う加速器の項目を含む）	3時間	
	・放射線障害防止に関する法令及び放射線障害予防規程	40分	
	・実習	6時間	

※第2種（A）資格保有者は、講義Bコースの「放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い」の非密封RI取扱い、放射化を伴う加速器の項目（1時間）を追加受講することにより、第2種（B）の資格を取得可能です。

※第2種（B）資格保有者は、実習（6時間）を追加受講することにより、第2種（B+実習）の資格を取得可能です。

#### ②X線講習

第3種の資格取得希望者対象の講義です。

この講義を受講後、各自が使用するX線装置の下で実習を受講することにより、第3種資格の取得が可能です。詳細は、「5. X線装置の取扱い」のページを参照してください。

### (2) 学部開催の講習会

各学部が、部局内に対して開催する講習会で、内容と時間について放射線安全委員会の承認を受けた講習会です。修了者は受講内容によって、承認された各資格が与えられます。詳細は、開催する各学部に問い合わせてください。

### (3) 資格認定

他大学等の学外放射線取扱事業所において、本学の資格取得講習に相当する教育及び訓練を既に受講している場合には、本学における放射線業務従事資格を認定により取得できる制度です。

放射性同位元素等の規制に関する法律に定める「初めて管理区域に立ち入る前の教育及び訓練」を受講済の者は「4. 放射性同位元素及び放射線発生装置の取扱資格認定手続き」の頁を、X線講習に相当する講習を受講済の者は「5-3 X線取扱資格認定手続き」の頁を参照してください。

## ◎放射線業務に従事するまでの手続き

資格取得から実際の業務従事までの手続きは以下のとおりです。

### (1) 非密封放射性同位元素の取扱い，密封放射性同位元素の取扱い，加速器施設の利用，放射光施設の利用に従事する場合

- ①放射線業務従事者のための特殊健康診断（問診・眼・皮膚・血液の4項目）を受検する。
- ②利用予定の従事内容が可能となる資格を取得する。
- ③所属部局で従事者登録を行い，個人被ばく線量計の交付を受ける。
- ④業務従事をする施設で従事者登録を行う。

※施設ごとに登録手続きは異なる。予防規程や施設利用方法の説明に関する追加受講が必要な場合もある。当該施設の指示に従う。

※学外施設を利用する場合は，事前に当該施設から指定される申請書を提出する必要がある。書類には，所属部局長の署名・押印，放射線取扱主任者の証明・押印等が必要である。学外施設の提出期限の一週間以上前に，③で従事者登録をした部局担当者に依頼すること。

### (2) X線発生装置の取扱いに従事する場合

- ①放射線業務従事者のための特殊健康診断（問診・眼・皮膚・血液の4項目）を受検する。
- ②アイソトープ総合センターのX線講習，相当する学部実習の受講，もしくはX線従事資格認定を行う。
- ③所属部局で従事者登録を行い，個人被ばく線量計の交付を受ける。
- ④従事予定のX線発生装置の下で，X線実習を受講する。 ← この時点で第3種資格取得完了。

※実習受講を以て，第3種資格取得が完了する。学部実習受講の場合は，X線実習が含まれている場合がある。資格認定による場合は，承認内容によってX線実習の受講の有無が異なる。

- ⑤業務従事をするX線発生装置の管理担当部局でX線従事者登録を行う。

※担当部局ごとに登録手続きが異なる。担当部局の指示に従う。

◎令和元年度（2019年度）以前の有資格者の取扱い可能な従事内容について

令和元年度（2019年度）以前の資格を取得した者の、取扱い可能な従事内容は下表のとおりです。

		非密封放射性同位元素の取扱い	密封放射性同位元素の取扱い	放射化を伴う加速器施設の利用	放射化を伴わない加速器施設の利用	放射光施設の利用	X線発生装置の取扱い
平成19年度 ～令和元年度	第1種	○	○	○	○	○	○
	密封限定		○		○	○	○
	第2種	○	○	○	○	○	
	密封限定		○		○	○	
	第3種						○
平成13年度 ～平成18年度	第1種	○	○	○	○	○	○
	第2種	○	○	○	○	○	
	第3種						○
平成12年度	第1種	○	○	○	○	○	○
	第2種	○	○	○	○	○	
	第3種					○	
	第4種						○
平成11年度	第1種	○	○	○	○	○	○
	第2種	○	○	○	○	○	
	第3種					○	○
	第4種						○
平成10年度	第1種	○	○	○	○	○	○
	第2種	○	○	○	○	○	
	第3種					○	
	第4種						○
平成9年度 以前	RI資格	○	○	○	○	○	
	X線資格						○

## 3-2 外部から受入れる放射線取扱業務従事者に係る管理業務の取り扱いについて

### (目的)

この取扱いは、外部から受入れた者が、放射性同位元素等の規制に関する法律、労働安全衛生法及び電離放射線障害防止規則等の関係法令（以下「法令」という。）に基づく放射線取扱業務に従事するための本学における手続きを円滑に行うことを目的とする。

### (定義)

#### 1. 外部からの受入れ従事者

課題研究の遂行上、放射線取扱業務に従事する大学・公的研究機関の共同研究者、民間等共同研究員、日本学術振興会特別研究員（PD等）・外国人特別研究員・外国人招へい研究者、受託研究による派遣研究員、受託研究員等で部局において受入れを決定した研究者等、並びに、放射線取扱、管理、測定業務等に従事する契約職員等（以下「受入れ従事者」という。）をいう。

#### 2. 受入れ従事者に対する管理業務

法令に規定する教育及び訓練、健康診断を受けさせる業務、被ばく管理を行う業務等（以下「管理業務」という。）をいう。

### (管理業務の実施)

#### 1. 部局における管理業務は、当該部局の放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）が総括し、主任者がいない部局にあっては、アイソトープ総合センターの総括放射線取扱主任者が代行する。

#### 2. 管理業務は、別表の区分に基づき次の通り実施する。

##### (1) 教育訓練

主任者がアイソトープ総合センター主催による全学講習会の受講手続き、または該当する者には放射線安全委員会による認定手続きを指示する。

##### (2) 被ばく管理

主任者が管理する。

##### (3) 健康診断

- ・日本学術振興会特別研究員（PD等）・外国人特別研究員・外国人招へい研究者については、学生の健康診断の時期に、研究協力部研究事業課経由で保健体育科学センター保健管理室に受検を依頼する。
- ・受入れ従事者に係る関係書類は学生の分とは区分して取り扱い、診断結果は部局が管理する。

##### (4) その他

主任者は、上記業務のほか、必要に応じて管理業務を行う。

### (費用の負担)

管理に伴い、費用負担が生じた場合は、部局の負担とする。

### (その他)

この取扱いに定めるもののほか、受入れ従事者の取り扱いに関し疑義が生じた場合は、放射線安全委員会委員長と協議する。

平成9年10月1日 安全保障委員会（現放射線安全委員会）制定

平成17年4月1日 改正

令和2年4月1日 改正

令和5年3月13日 改正

## 放射線業務に従事する外部からの受入れ研究者等に係る管理業務の区分

### 1. 長期従事者（1週間を超えて受入れられる者又は放射線業務に繰り返し従事する者）

- ・名古屋大学の「放射線業務従事資格」を取得する必要がある
- ・名古屋大学職員と同等の管理を行う

受入従事者の種別	教育及び訓練 (新規教育訓練)	被ばく管理	健康診断		
			問診	検査 (血液・皮膚・眼)	記録保持
新規従事者	アイソトープ総合センター主催の全学講習会	部局が管理 過去の被ばく歴を提出	保健管理室	保健管理室 又は 一般病院等	部局が管理 前業務従事時の記録を提出
従事経験者	放射線安全委員会による認定		派遣元での健康診断		

### 2. 短期従事者（1週間以内の従事者）

受入研究者の種別	教育及び訓練	被ばく管理		健康診断
		放射線測定器 (個人線量計)	記録保持	受診・記録保持
教育及び訓練、健康診断を派遣元で既に受けている者	部局が管理 有資格証明書提出 予防規程の受講	部局が管理 派遣元から持参又は部局で用意		部局が管理 派遣元での記録の写を提出

\*教育及び訓練、健康診断を受けていない者は不可

### 3. 見学者の管理区域への入域

施設見学	可	
実験見学	COLD 実験	可
	HOT 実験	100 $\mu$ Sv 以上の被ばく・汚染の恐れのない場合のみ可 大量使用の標識実験は、不可

#### 4. 放射性同位元素及び放射線発生装置の 取扱資格認定手続き

他の研究機関等においてアイソトープの取扱いに関する教育及び訓練を受けた方で、本学におけるアイソトープ取扱資格第2種の認定を希望される場合は、以下の書類を取り揃え、所属部局の放射線取扱主任者あてに提出してください。

なお、放射線取扱主任者のいない部局にあつては、所属部局の事務部を通じ、アイソトープ総合センターの総括放射線取扱主任者あてに提出してください。

1. アイソトープ取扱資格認定申請書（様式RI 1）
2. 「教育訓練受講証明書」又は「教育訓練修了証（写）」  
（項目、時間数の記録を要す）  
※新規取扱者教育及び再教育に係る証明書又は修了証を必要とします。
3. アイソトープ・加速器等取扱研究歴  
※年度毎に核種・数量について取扱内容・期間を記してください。
4. 被ばく歴の記録
5. 「特殊健康診断書（写）」（職員は6か月以内のもの、学生は1年以内のもの）
6. 本学身分証明書の写

(様式 RI 1)

アイソトープ取扱資格認定申請書

1. 所属  
2. 身分  
フリガナ  
3. 氏名  
4. 性別  
5. 国籍  
6. 理由<sup>注1</sup>  
7. 業務分類<sup>注2</sup> 第2種 ( )

年 月 日生

男 女

上記によりアイソトープ取扱資格の認定及び認定書の交付を、別紙書類を添えて申請します。

年 月 日

放射線取扱主任者

殿

氏名

注1：理由 従事予定の施設および従事内容を含めて記入すること

注2：業務分類 本学の資格区分を参照の上、第2種(A)、第2種(B)、第2種(B+実習)のいずれかが希望する資格を記入すること

(様式 RI 2)

年 月 日

放射線安全委員会委員長 殿

放射線取扱主任者

アイソトープ取扱資格認定について (依頼)

別紙のとおりアイソトープ取扱資格第2種の認定申請がありましたので、資格の認定及び認定書の交付方よろしくお願ひします。

※ 該当する場合は□に✓を入れて下さい。

申請者は本学の立入り前教育訓練において ( ) が不足のため、アイソトープ総合センターが行うR I講習 ( 月 日) を受講します。

申請者は本学の立入り前教育訓練において安全取扱実習が不足のため、下記の期間を見習期間として従事します。

年 月 日 ～ 年 月 日 ( か月)

申請者は資格認定取得後に、年次教育として下記講習会を受講します。

申請者は本学では放射線業務に従事しません。

(様式 RI 3)

号

アイソトープ取扱資格認定書

**認定書の様式は非公開とします。**

## 5. X線装置の取扱い

### 5-1 X線装置の管理

名古屋大学では放射線安全委員会の取り決めにより、X線装置を所有する部局は「X線取扱主任者」1名を置くと共に、X線装置ごとに「X線装置管理者」及び「X線作業主任者又は管理責任者」を置く。「X線取扱主任者」及び「X線作業主任者」は、「X線作業主任者資格」を有すること。また、装置ごとの「X線作業主任者又は管理責任者」は総長が選任する。

#### I. 届出

X線装置を設置・移転・変更・廃止・六月未満の一時設置、休止する場合は下の手続きを行う。

##### 設置・移転・変更

X線装置の設置・移転・変更をする場合は、名古屋大学X線装置（設置・移転・変更）届に必要な文書を添付し、各部局のX線取扱主任者に報告のうえ、設置等の40日前までに担当係（東山地区：施設管理部環境安全支援課、鶴舞地区：人事労務第三係、大幸地区：総務係（以下「担当係」という。))に提出する。担当係は設置等の30日前までに所轄の労働基準監督署長に届け出る（労働安全衛生法に、設置等の30日前までに労働基準監督署長に届けることが定められている）。

※平成16年以前に設置された装置の「移転」については、アイソトープ総合センターに問合せください。

##### 六月未満の一時設置

レンタル等でX線装置を六月未満の間一時設置する場合は、名古屋大学X線装置（六月未満の一時設置）届に必要な文書を添付し、各部局のX線取扱主任者に報告のうえ、担当係に提出する。

##### 廃止

X線装置を廃止する場合は、名古屋大学X線装置（廃止）届を、各部局のX線取扱主任者に報告のうえ、廃止後1ヶ月以内に担当係に提出する。

##### 休止

X線装置を休止する場合は、特に報告の必要はないが、漏えい検査報告に「休止中」と明記する。

※担当係は、設置・移転・変更・廃止・六月未満の一時設置の書類の写しをアイソトープ総合センター放射線安全管理室へ提出する。

#### II. X線装置の安全管理

- ・X線装置の管理者は、X線装置の漏えい検査を行う。

（装置内のみ管理区域の場合は年に1回以上、その他は半年に1回以上の回数）

- ・X線装置又は装置の付近に次の項目を掲示する。

漏えい検査結果、X線作業主任者又は管理責任者の氏名及び連絡先、緊急時の連絡先

（休止中の装置：「休止中」の表示、X線作業主任者又は管理責任者の氏名及び連絡先）

- ・管理区域の表示

装置内のみ管理区域の場合は装置に「装置内のみ管理区域」と表示する。X線装置室を設定した場合は室の扉外側に「放射線装置室」と表示する。

※X線業務については平成16年度から「国立大学法人」となったことによって、職員は労働安全衛生法及び電離放射線障害防止規則に従うことが必要。

※電子顕微鏡（定格加速電圧100kV以上）の場合

暫定的に人事院規則と同様に、届出（部局）、管理責任者の設置（総長選任の必要なし）、漏えい検査（年1回）を行う。

## 5-2 X線業務従事者（第3種）

### ○教育訓練

名古屋大学ではX線業務従事者になるために以下の2つの教育訓練の受講を義務づける。

1. アイソトープ総合センターが実施する講習会（2時間半）

X線装置の取扱い（1時間）、関係法令（1時間）、人体影響（30分）

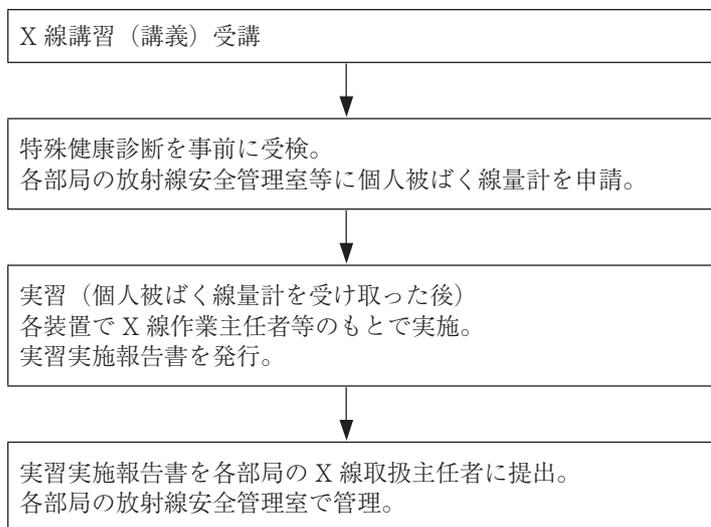
2. 各装置で実施する実習（以下の内容を含み2時間以上）

- 装置の構造（各部の名称と役割の確認）
- 装置の取扱（装置の始動、インターロックの確認、停止、緊急停止等）
- サーバイメータの正しい取扱と漏えい線量の測定
- 運転記録の記入
- 緊急時の措置、緊急連絡先等の確認

※労働安全衛生法では、「危険又は有害な業務」に携わる労働者について教育及び実習等を行うことを義務づけており、特に「透過撮影を行うX線業務」について以下の4時間半の教育（実習を含む）を行うこととなっています。

作業方法（1時間30分）、取扱方法（1時間30分）、人体影響（30分）、関係法令（1時間）

### ◎X線業務従事者になるまでの流れ



※名古屋大学以外の研究機関においてのみX線作業に従事する場合は、暫定的に以下の①又は②で対応する。

- ①名古屋大学内の装置を利用して実習を受ける。
- ②当該研究機関において十分な取り扱いに関する実習を受ける。

他機関を利用する場合は、学生においても年2回の健康診断の受検を要請される場合があるので、受入先機関と充分打ち合わせてください。

### 5-3 X線取扱資格認定手続き

他の研究機関等においてX線取扱に関する教育及び訓練を受け、本学におけるX線取扱資格（放射線業務従事資格第3種）の認定を希望する場合は、以下の「資格認定申請者提出書類」1～8を取り揃え所属部局のX線取扱主任者に提出してください。所属部局のX線取扱主任者は、書類及び認定基準への適合を確認し「X線取扱資格認定について（様式X2）」を添え、放射線安全委員会へ資格認定を申請します。

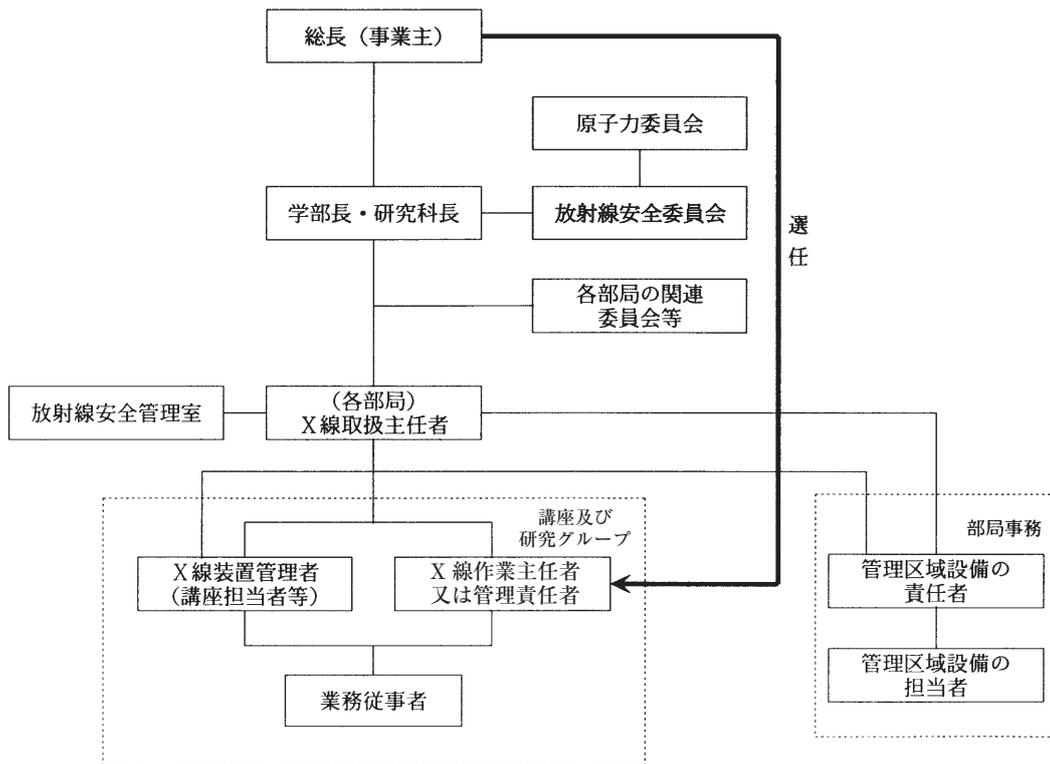
なお、X線取扱主任者のいない部局にあつては、所属部局の事務部を通じアイソトープ総合センターのX線取扱主任者あてに提出してください。

#### 認定基準

1. 本学放射線安全委員会が認めるX線講習と同等以上の講義項目及び時間数の講習を受けており、2時間以上の実習又は従事経験を有すること。従事経験及び実習内容には、次の項目を含むものとする。（以下の項目について、装置の責任者に証明書を発行してもらう。）
  - 装置の構造（各部の名称と役割の確認）
  - 装置の取扱（装置の始動、インターロックの確認、停止、緊急停止等）
  - サーベイメータの取扱と漏えい線量の測定
  - 運転記録の記入
  - 緊急時の措置、緊急連絡先等の確認
2. 実習の証明がない場合は、認定後に実習を行い所属部局のX線取扱主任者に「実習実施報告書」を提出すること。
3. 上記1に該当しないがX線作業主任者資格を有している場合は、その免許の写しを各部局のX線取扱主任者に提出する。2と同様に、従事経験がない場合は、認定後に実習を行い所属部局のX線取扱主任者に「実習実施報告書」を提出すること。

#### 資格認定申請者提出書類

1. X線取扱資格認定申請書（様式X1）
2. 「教育訓練受講証明書」又は「教育訓練修了証の写」（受講項目及び時間数の記載が必要）又はエックス線作業主任者免許の写し
3. 5項目を含む従事経験及び実習修了証（責任者等の証明）
4. X線業務従事歴
5. 取扱装置（複数可）、取扱期間等を記してください。
6. 被ばく歴の記録
7. 「特殊健康診断書（写）」（職員は半年以内、学生は1年以内のもの）
8. 本学身分証明書の写



X線装置及び従事者に関する組織図

## 名古屋大学X線装置(設置・移転・変更・廃止・六月未満の一時設置)届

(安衛則第85条、第86条関係)

部局名	〇〇研究科		
設置場所			
装置名			
設置・移転・変更・廃止日	年	月	日
一時設置	期 間	年 月 日 ~	年 月 日
	借入先		
管理区域	<input type="checkbox"/> 装置内管理区域 <input type="checkbox"/> 管理区域を設定し装置を設置		
X線装置管理者	所 属		
	職・氏名		
	内線番号		
X線作業主任者 又は 管理責任者	所 属		
	職・氏名		
	内線番号		
部局担当者連絡先	〇〇課〇〇係 〇〇 (内線:〇〇〇〇)		

標記の件について、名古屋大学安全衛生管理規程第20条により別紙のとおり送付しますので、手続き方よろしくお願ひします。

年 月 日

名古屋大学総長 殿

〇〇研究科長 〇 〇 〇 〇 【公印省略】

**備考**

- 1 表題の「設置」、「移転」、「変更」、「廃止」、及び「六月未満の一時設置」のうち、該当しない文字を抹消して下さい。
- 2 設置・移転・変更の場合は①の文書を、六月未満の一時設置の場合は②の文書を添付して下さい。

①添付文書(設置・移転・変更の場合)

- 1 機械等設置届 様式20号
- 2 放射線装置摘要書 様式27号
- 3 設置場所の説明(配置室を示した建物図)
- 4 設置場所の説明(装置の配置場所を示した室内図)
- 5 管理区域の説明
  - 5-1. 概要
  - 5-2. 検査成績書
  - 5-3. 装置の管理区域を表す図面
  - 5-4. X線に対する安全性の確保
- 6 作業手順の概要を記載した書面
- 7 装置のカタログ・パンフレット等

②添付文書(六月未満の一時設置の場合)

- 1 放射線装置摘要書 様式27号
- 2 設置場所の説明(配置室を示した建物図)
- 3 設置場所の説明(装置の配置場所を示した室内図)
- 4 装置のカタログ・パンフレット等

様式第20号 (第86条関係)

機械等設置・移転・変更届 (記入例)

事業の種類	学校教育	事業の名称	国立大学法人 東海国立大学機構 名古屋大学	常時使用する労働者数	〇〇名
設置地	名古屋市〇〇区〇〇	事業の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 名古屋市中〇〇区〇〇		〇〇〇
計画の概要	(記入例) 〇〇研究所の分析室にエックス線装置を設置する。				
製造し、又は取り扱う物質等及び当該業務に従事する労働者数	種類等	取引量	従事労働者数		
			男	女	計
参画者の氏名	参画者の経歴の概要				
工事着手予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	工事落成予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

国立大学法人東海国立大学機構  
 事業者 職 氏名 名古屋大学総長 〇〇 〇〇  
 名古屋〇〇労働基準監督署長 殿

備考

- 1 表題の「設置」、「移転」及び「変更」のうち、該当しない文字を抹消すること。
- 2 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 3 「設置地」の欄は、「主たる事務所の所在地」と同一の場合は記入を要しないこと。
- 4 「計画の概要」の欄は、機械等の設置、移転又は変更の概要を簡潔に記入すること。
- 5 「製造し、又は取り扱う物質等及び当該業務に従事する労働者数」の欄は、別表第7の13の項から25の項まで(22の項を除く。)の上欄に掲げる機械等の設置等の場合に記入すること。
- イ 別表第7の21の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、「種類等」及び「取引量」の記入は要しないこと。
- ロ 「種類等」の欄は、有機溶剤等についてはその名称及び有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第3号から第5号までに掲げる区分を、鉛等についてはその名称を、発結露等については発結露、煙灰又は電解スライムの別を、四アルキル鉛等については四アルキル鉛又は加鉛ガソリンの別を、粉じんについては粉じんとなる物質の種類を記入すること。
- ハ 「取引量」の欄には、日、週、月等一定の期間に通常取り扱う量を記入し、別表第7の14の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、鉛等又は発結露の種類ごとに記入すること。
- ニ 「従事労働者数」の欄は、別表第7の15の項、15の項、23の項及び24の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、合計数の記入で足りること。
- 6 「設置者の氏名」及び「参画者の経歴の概要」の欄は、型枠支保工又は足場に係る工事の場合に記入すること。
- 7 「参画者の経歴の概要」の欄には、参画者の資格に関する職歴、勤務年数等を記入すること。
- 8 別表第7の22の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、「事業場の名称」の欄には建築物の名称を、「常時使用する労働者」の欄には利用事業員数及び利用労働者数を、「設置地」の欄には建築物の住所を、「計画の概要」の欄には建築物の用途、建築物の大きさ(延床面積及び階数)、設備の種類(空気を調和設備、機械換気設備の別)及び換気の方法を記入し、その他の事項については記入を要しないこと。
- 9 この届出に記載しきれない事項は、別紙に記載して添付すること。

様式第27号 (別表第7関係)

放射線装置摘要書 (例)

事業場の名称	国立大学法人名古屋大学東山地区				
放射線装置	種類	工業用等のエックス線装置			
	用途	非破壊検査用 (分析研究用)			
台数	1台				
性能	60kV(max), 140mA(max), 4kW(max)				
上欄の放射線装置による健康障害を防止するための設備の概要 管理区域が装置表面となるように、厚鉄板、鉛板を使用。 装置本体外板も厚鉄板で、外板を外すと、エックス線照射が自動的に停止するインターロック機構付き。 警報装置：エックス線照射中点灯する表示灯を装備 漏えい線量測定器：低エネルギー用シンチレーションサーベイメータNHCA 1台 総ばく線量測定器：個人線ばく線量計					

備考

- 1 「種類」の欄には、次の区分により記入すること。  
 エックス線装置……医療用エックス線装置、工業用等エックス線装置  
 荷電粒子を加速する装置……サイクロトロン、ベータトロン、シンクロトロン、シンクロサイクロトロン、ファンデラグラフ型加速器、コックローフトロトン型加速器、直線加速器、その他  
 放射性物質を装備している機器……ガンマ線照射装置、その他の放射性物質を装備している機器  
 エックス線管若しくはケノトロンのガス抜き又はエックス線の発生を伴うこれらの検査の装置  
 ……ガス抜き等の装置  
 「用途」の欄には、次の区分により記入すること。  
 医療用エックス線装置……診断用、治療用  
 工業用等エックス線装置……非破壊検査用(撮影用)、非破壊検査用(透視用)、その他  
 荷電粒子を加速する装置……医療用、非破壊検査用、その他の研究用  
 放射性物質を装備している機器……医療用、非破壊検査用、その他の研究用、その他  
 「性能」の欄には、次の事項を記入すること。  
 エックス線装置……定格出力  
 荷電粒子を加速する装置……放射線の種類、得られるエネルギー(MeV)  
 放射性物質を装備している機器……装備される放射性物質中の放射性同位元素の種類及び数量(ベクレル)  
 「上欄の放射線装置による健康障害を防止するための設備の概要」の欄には、当該放射線装置を設置する室の壁、床等の構造及び材料並びに警報装置、放射線測定器の種類、型式及び台数等について記入すること。



(様式 X2)

放射線安全委員会委員長 殿

年 月 日

X線取扱主任者

X線取扱資格認定について (依頼)

別紙のとおり X線取扱資格 (放射線業務従事資格第 3 種) の認定申請がありまして、資格の認定及び認定書の交付方よろしくお願いいたします。

※ 該当する場合は  に  を入れて下さい。

認定後に実習を行い、実習実施報告書を X線取扱主任者へ提出します。

(様式 X3)

号

X線取扱資格 (放射線業務従事資格第 3 種) 認定書

**認定書の様式は非公開とします。**

## 6. 放射線業務従事者の健康診断等

### 6-1 健康診断等実施計画

名古屋大学において放射線業務（RI、放射線発生装置、X線発生装置等を用いた実習、実験、診療等）を行う学生・職員は「放射線業務従事者特殊健康診断」を受けなければならない。

#### I. 健康診断の実施について

全ての新規従事者は、問診及び検査（血液、皮膚、眼の検査）を受ける。継続従事者についても、問診（問診票による調査・判定）を全員が受けた後、検査を必要とする者は必要項目を受診する。実際の手続き、手順、必要書式等に関しては、次頁以降の学生又は職員の実施要領に従う。

##### 1. 新規登録者の健康診断

- 1) 初めて放射線管理区域に入る前に、全員に対して問診及び検査（血液、皮膚、眼の検査）を実施する。
- 2) 健康診断は、学生については初めて管理区域に入る1年前まで、職員については初めて管理区域に入る半年前までを有効とする。

##### 2. 継続従事者の健康診断

- 1) 問診（問診票による調査・判定）は全員に義務付けられている。その回数は学生についてはRI規制法に従い年1回、職員については電離放射線障害防止規則及び労働安全衛生規則に従い年2回実施する。学生については年度始め、職員については年度前期当初及び後期当初に行うことを原則とする。
- 2) 継続従事者は問診（受検）票に必要事項を記入し担当事務係に提出する。その後、放射線取扱主任者及び保健管理室長を経由して返却される調査・判定に従い、検査受検を要する場合と要しない場合に区分される。

#### 注意

健康診断には、放射線業務を行う者に義務づけられている「RI特殊健康診断」以外に、全職員、全学生が対象の定期健康診断、特定業務及び有害業務従事職員対象の健康診断等がある。「RI特殊健康診断」において血液、皮膚、眼の検査が不要と判定された場合でも、他の健康診断は受診しなければならない。特に放射線業務と特定業務及び有害業務の両方に従事している職員は、放射線以外の業務から血液、皮膚、眼の検査が必要となる場合があるので、注意すること。

#### II. 問診（受検）票について

学生については放射線業務従事者特殊健康診断問診受検票（問診受検票）が所属部局教務学生係で、職員については放射線業務従事者特殊健康診断問診票（問診票）が所属部局人事担当係で取扱われる。

##### 1. 記入・記載事項

- 1) 放射線業務従事者、放射線取扱主任者、保健管理室長はそれぞれの記入欄に必要事項を記す。
- 2) 期間は原則として年度（前年4月から当年3月まで）とする。ただし、転入者や一定期間放射線業務を行わなかった者、業務歴が不明の者は、所轄放射線取扱主任者に照会した後、必要事項を記す。

##### 2. 問診（受検）票の事務取扱い

- 1) 複数の放射線施設・事業所で放射線業務に従事する者の場合：放射線業務歴の諸項目は従事者の所属する部局の放射線安全管理室において、当人が作業した全ての放射線施設・事業所における作業内容・被ばく歴情報を集め合算評価する。保健管理室長への問診（受検）票の伝達及び保健管理室長からの評価の授受等の事務手続きは従事者が所属する部局事務が行う。

- 2) 放射線事業所（実験施設）を持たない部局の放射線業務従事者の場合：部局選任の放射線取扱主任者が任命されておらず作業内容、被ばく歴等の評価はできないのでアイソトープ総合センターの放射線取扱主任者が合算評価を代行する。ただし、それに先立ち放射線業務従事者が所属する部局事務担当係は従事者が放射線業務を行った事業所の放射線取扱主任者から業務歴、被ばく歴等の情報を取り寄せる。保健管理室長への問診（受検）票の伝達及び評価の授受等事務手続きは1) に準ずる。

### Ⅲ. 問診及び検査結果の記録・保管について

問診及び検査の結果は、保体センター保健管理室、放射線業務従事者が所属する健康管理担当部局（各部局人事担当係、教務学生係）又は放射線安全管理室で保管する。また、写しが本人に返却されるので各自保管し、放射線安全管理室（特に所属部局以外の施設を利用する場合）の要請に応じて提示・提出する。

### Ⅳ. その他

1. 検査受検を要しないと判定された者でも、受診を希望する場合は各検査項目について受診できる。継続従事者で検査を希望する学生は、受検が「必要でない」と判定された保健管理室長の確認印がある問診受検票を持参すること。また、教務学生係に事前に申し出ること。継続従事者で検査を希望する職員は、人事担当係に事前に申し出て、その指示に従うこと。
2. 放射線取扱主任者、保健管理室長は必要に応じて検査を勧告できる。
3. 卒業予定者に対し特殊定期健康診断を受診させる場合は受診希望者の取扱いに準ずる。

### Ⅴ. 特殊健康診断（問診及び検査（血液・皮膚・眼））の年間予定

（詳しい日程は、別途通知される）

#### 【学生】

		対 象 者
4月	定期健康診断、 問 診	・全ての対象者が、必要書類を提出する
5月初旬	検査（第1回）	・新規従事者のみ（5月～6月の新規）
7月初旬	検査（第2回）	・新規従事者（7月～9月の新規） ・継続従事者
10月中旬	検査（第3回）	・新規従事者（10月～11月の新規） ・継続従事者
12月初旬	検査（第4回）	・新規従事者（12月～4月の新規） ・継続従事者

※ 4月：全学生対象定期健康診断を受診すること。

#### 【職員】

		対 象 者
4月下旬 ～5月初旬	問診（第1回）	・全ての対象者が、必要書類を提出する
6月下旬 ～7月初旬	検査（第1回）	・新規従事者 ・継続従事者
10月上旬 ～10月中旬	問診（第2回）	・全ての対象者が、必要書類を提出する
12月初旬 ～12月中旬	検査（第2回）	・新規従事者 ・継続従事者

## 6-2 放射線を取り扱う学生の特殊健康診断実施要領

名古屋大学において放射線業務（RI、放射線発生装置、X線発生装置等を用いた実習、実験、診療等）を行う学生（学部生、大学院生、研究生等）は以下に従い、「特殊健康診断」を受けなければならない。

### 対象者区分

#### 1. 新規従事者

##### 1) 新たに放射線業務を行う者：

問診及び検査（血液、皮膚、眼の検査）が必須である。その後の健康診断は、継続従事者に準じて実施する。

#### 2. 継続従事者

##### 1) 継続して放射線業務を行う者：

一年を超えない期間ごとに問診を必ず受け、必要に応じて検査（血液、皮膚、眼の検査）を受けなければならない。

##### 2) 放射線業務あるいは従事者登録の期間にブランクがある者（過去にRIを取り扱ったがその後放射線業務をせず放射線業務従事者としての登録をしていない者、海外留学などで放射線業務に中断期間がある者等）：

放射線業務を始める前に問診を必ず受け、必要に応じて検査（血液、皮膚、眼の検査）を受けなければならない。所属部局の放射線取扱主任者は中断期間等について被ばく歴等の調査、判定を行う。

#### 3. RI資格追加取得者、名大では新規だが学外で従事歴がある者

##### 1) RI資格追加取得者（第3種資格（X線）所持者が第2種資格（RI）を追加取得する場合、すなわち、X線装置を使用する電離放射線障害防止規則のみに係る放射線業務従事者が、新たにRI規制法に係る放射線業務従事者になる場合）：

新規従事者として特殊健康診断（問診及び検査（血液、皮膚、眼の検査））を受けなければならない。所属部局の放射線取扱主任者は、過去の（X線業務従事期間の）被ばく歴を調査し評価する。

##### 2) 名大では新規だが学外で従事歴がある者（名古屋大学外で既に放射線業務歴がある者が、名古屋大学で新たに放射線業務に従事する場合）：

所属部局の放射線取扱主任者は、従事者が添付する学外従事時の被ばく記録をもとに、過去の被ばく歴を調査し評価する。

### 放射線業務従事者特殊健康診断問診受検票（以下、「問診受検票」という。）

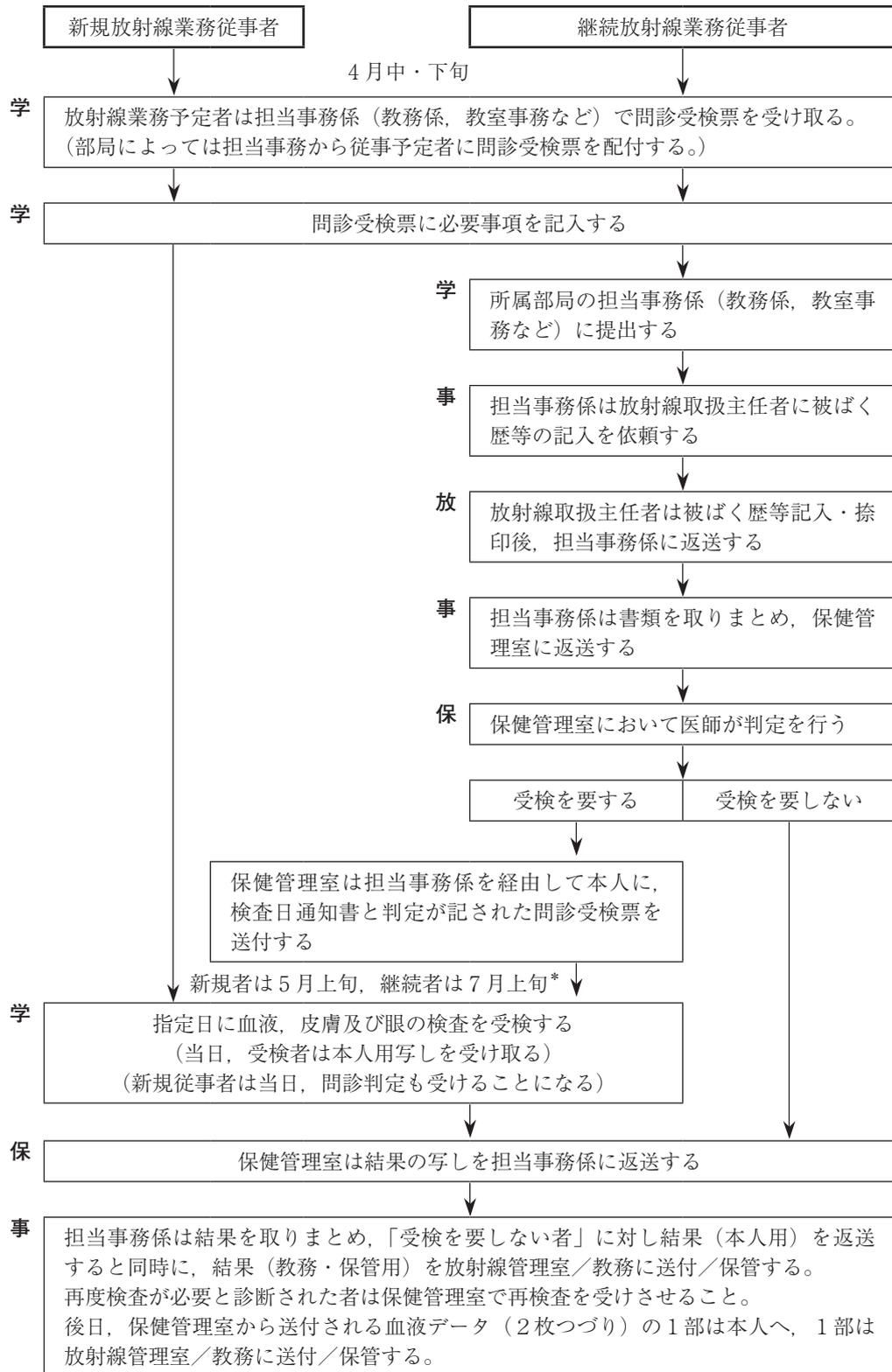
1. 本人用、教務係・放射線管理室用、保健管理室用の三枚複写になっている。
2. 年度当初に保健管理室から各部局教務係に配付されたものを「手続きの流れ」に沿って処理する。

### その他

1. 名古屋大学保健管理室での血液検査は採血日をもって検査完了とみなす。ただし、後日保健管理室から送付される血液検査データ（2枚つづり）を、教務係は一部を本人に配付するとともに一部を保管又は放射線管理室に送付する。
2. 健康診断結果（問診受検票及び血液検査データ）は本人保管を原則とする。本人は放射線管理室からの依頼に応じてその写しを提出する義務がある。提出のない場合は放射線業務従事者としての登録ができない。
3. 急なRI業務開始や予定外のRI業務等で特殊健康診断を受ける必要がある場合、年間健診予定日に関し保健管理室に確認し、他施設で受診する。そのうえで、保健管理室で判定を受ける必要がある。その場合、結果は6ヵ月以内のものを有効とする。
4. 放射線取扱主任者、保健管理室長は被ばく予想量が5mSv以下であっても必要に応じて検査を勧告できる。また本人も検査を希望・受診することができる。
5. 妊娠中、妊娠の可能性のある女子従事者は放射線取扱主任者にその旨を報告する。

## 特殊健康診断の手続きの流れ【学生】

各枠外に主たる作業者を 学：学生，事：事務係，放：主任者，保：保健管理室 で示す。



\*：特殊健康診断予定期間はここに示した時期を含め年4回設けられている。

## 放射線業務従事者特殊健康診断問診受検票（略：問診受検票）（学生用）記入上の注意

各従事者の放射線業務従事歴により、該当する従事者記入欄が異なり、記入後の手続きも異なるので、p.48の記入フローチャートを参照し、従うこと。

### 1. 氏名等の記入欄（従事者記入欄の上部）

放射線業務従事者本人が記入する。

### 2. 従事者記入欄

従事した（する）放射線業務の内容及び自覚症状調査であり、放射線業務従事者本人が記入する。

#### 1) 「本年度の初回特殊健康診断開催前に行われる学部実習受講のために、前年度末の特殊健康診断を受検済」とは

本年度の初回特殊健康診断よりも前に開催される学部実習の受講者は、前年度末の特殊健康診断を受検する。学部実習受講により放射線業務従事を始めた後、次年度も継続して放射線業務に従事する場合は、「継続従事者」として本年度の特殊健康診断を受検する必要がある。（※）

該当者はこの欄にチェックし、本年度の受検票に「前年度の問診受検票の写し」を添付して、所属部局の事務担当者に提出する。

※特殊健康診断は、放射線業務従事開始後（管理区域に立ち入った後）は1年を超えない期間ごとに受けることが法令により定められている。

前年度末 特殊健康診断受検



本年度初め 学部実習受講（放射線業務従事開始）  
本年度 特殊健康診断を「継続従事者」として受検



次年度 特殊健康診断を「継続従事者」として受検



本年度の特殊健康診断を受けないと、次年度受検では1年を超えてしまう。

#### 2) 「RI資格追加取得者、名大では新規だが学外で従事歴がある者」とは

該当者は既に放射線業務に従事しており、その期間の被ばく歴を評価する必要がある。従事者記入欄に記入後、用紙を放射線取扱主任者に提出し、主任者記入欄（被ばく歴）の記入を受ける。その際「名大では新規だが学外で従事歴がある者」は、学外での被ばく記録を添付し、記入を依頼する。

### 3. 主任者記入欄（被ばく歴）

法令が求める被ばく歴の記載であり、放射線取扱主任者が記入する。

#### 1) 従事者記入欄「本年度の初回特殊健康診断開催前に行われる学部実習受講のために、前年度末の特殊健康診断を受検済」該当の場合

従事者は受検票に「前回の問診受検票の写し」を添付し提出するので、主任者は「本年度より従事」にチェックし、継続従事者として書類を保健管理室へ提出する。

「前回の問診受検票の写し」は、保健管理室においての健康状態の確認に際しては必要とされないが、放射線取扱主任者においては従事者登録が済まされていないと、特殊健康診断受検済みか否かを確認することが不可能であり、その確認をするために添付することとする。

#### 2) 従事者記入欄「RI資格追加取得者」該当の場合

過去の（X線業務従事期間の）被ばく歴を記入する。

#### 3) 従事者記入欄「名大では新規だが学外で従事歴がある者」該当の場合

従事者が添付する学外従事時の被ばく記録をもとに、所属部局の放射線取扱主任者が被ばく歴を記入する。

4) 前年度の（前回特殊健康診断後）被ばく線量

- ① 前年度に放射線業務従事歴がある場合は、前年度の被ばく線量を記入する。
- ② 前年度に放射線業務従事歴がない場合（ブランクがある場合）は、前回特殊健康診断受検後の（最終従事年度の）被ばく線量を記入する。
- ③ 前回の特殊健康診断受検後に放射線業務歴がない場合は、「前回の特殊健康診断後従事歴なし」にチェックし、前回の特殊健康診断受検年度を「前回特殊健康診断 年度」に記入する。  
この場合、従事期間と前回の特殊健康診断受検年度が異なる可能性があるため、受検者が要観察者か否かを確認するために「前回特殊健康診断 年度」の記入が必要。
- ④ 「RI資格追加取得者、名大では新規だが学外で従事歴がある者」の場合は、過去の累積被ばく線量を記入する。

4. 保健管理室記入欄

放射線業務従事者本人が記入した放射線業務内容及び自覚症状、放射線取扱主任者が記入した被ばく歴をもとに、保健管理室が記入する。

放射線業務従事者特殊健康診断問診受検票 (略:問診受検票)

[20 年度]

学生

Form with fields for student number, name, sex, birth date, department, and contact information.

従事者記入欄: この欄は従事者自身が記入してください。該当区分にチェックし、必要事項を記入してください。

Main form area with sections for '継続従事者' (Continuing worker) and '新規従事者' (New worker), including health check status and reasons for special health check.

主任者記入欄(被曝歴): この欄は放射線取扱主任者が記入します。

Form for supervisor entry, including previous health check status, radiation exposure history, and current exposure assessment.

保健管理室記入欄: この欄は保健管理室が記入します。

Form for health management room entry, including a table of special health check results and a signature line for the room manager.

\* 血液検査必須項目: 赤血球数、血色素量又はヘマトクリット値、白血球数、白血球百分率

折り曲げ厳禁

要保管

放射線を扱う業務に必要です。この用紙及び血液結果のある方はその用紙も必ず保管してください。

# Fill in a Japanese version referring to an English version.

## Medical Interview Examination Form for Radiation-related Workers Special Medical Examination (Medical Interview Examination Form)

No.

Student Copy

\*Submit all pages, without separating or removing.

Year		Student						
Student No.					Entry Date	Year	Month	Day
Furigana				Gender		Male	Female	
Name				Date of Birth		Year	Month	Day
School		Department		Course (B·M·D)		University/Department Change of affiliation		
Graduate school		Department		Course Year		<input type="checkbox"/> No		
Phone No. (to contact during the day, ext. No.)						<input type="checkbox"/> Yes (Former affiliation: )		

Folding Prohibited

Storage Required

**Examinee entry column:** This column must be filled out by the Examinees themselves. Check applicable boxes and enter necessary information below.

<p><input type="checkbox"/> <b>Continuing workers</b> (Engaged in radiation-related work from previously) ※Please submit this form to the person in charge by the designated date</p> <p>I ]Have you taken this year's spring periodic medical examination ? <input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No</p> <p>II ]What is your radiation-related work, specifically? ①Planned work contents  <input type="checkbox"/> Handling Unsealed RIs <input type="checkbox"/> Handling X-ray apparatus  <input type="checkbox"/> Handling Sealed RIs <input type="checkbox"/> Handling Nuclear fuel material  <input type="checkbox"/> Handling Accelerator <input type="checkbox"/> Entering controlled area  <input type="checkbox"/> Others (Specifically: )</p> <p>②Planned work place  <input type="checkbox"/> On Campus (Specifically: )  <input type="checkbox"/> Outside Campus (Specifically: )</p> <p>③Change of work place  <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Yes (Specifically: )</p> <p>④Are there any possibility of changes in assigned tasks, increase of work hours, increase or decrease of radiation exposure for other reasons ?  <input type="checkbox"/> Likely to Decrease or Stay the Same  <input type="checkbox"/> Likely to Increase (estimated radiation dose and the cause: )</p> <p>III ]Subjective symptoms: Provide any concerns about your health attributable to radiation-related work.  <input type="checkbox"/> None  <input type="checkbox"/> Yes (Specifically: )</p> <p>Please check box below, if applicable  <input type="checkbox"/> Completed the special medical examination at the end of last year to enroll in the departmental training course held before this year's first special medical          * Please attach previous medical examination form to this form and submit it to the person in charge.</p>	<p><input type="checkbox"/> <b>New workers</b> (Engaging in radiation-related work for the first time) ※Please bring this form to take the special medical examination on the designated date.</p> <p>I ]Have you taken this year's spring periodic medical examination ? <input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No</p> <p>II ]Reasons for taking special medical examination  <input type="checkbox"/> Gained RI/X-ray Qualification to engage in radiation-related work          To take <input type="checkbox"/> RI training <input type="checkbox"/> X-ray training <input type="checkbox"/> Department practical training          * You should engage in radiation-related work within a year, when the examination is valid.  <input type="checkbox"/> I take the medical examination for _____</p> <p><input type="checkbox"/> <b>Additional RI qualification holder new in Nagoya University but Engaged in others before</b></p> <p>※Submit this form to supervisor for supervisor column (radiation exposure history) (☆) and bring this form to take special medical examination on the designated date and time.</p> <p>I ]Have you taken this year's spring periodic medical examination ? <input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No</p> <p>II ]Reasons for taking special medical examination  <input type="checkbox"/> 3rd-class (X-ray) Qualification holder, additionally acquired RI Qualification and will change to 1st-class Qualification holder  <input type="checkbox"/> Engaged in radiation-related work in other locations but first time in Nagoya University          * If you have engaged in radiation-related work in other places, please attach radiation exposure history before submitting this form to the radiation protection supervisor to enter into their column.</p> <p>III ]Please enter your previous radiation-related work          Work place( )          Work Task ( )          Work hour ( )          Radiation injury <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Yes (Specifically: )          Subjective symptoms <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Yes (Specifically: )</p>
--	--

Required to store this form and blood test result, if applicable  
Required for radiation-related workers

**Supervisor entry column:** (radiation exposure history) This column should be filled out by the radiation protection supervisor

Last year's special medical examination (Please circle examined items, if not all) <input type="checkbox"/> Examined <input type="checkbox"/> Not necessary <input type="checkbox"/> Not examined (Skin·Eyes·Blood) (Skin·Eyes·Blood)				Please check either box below <input type="checkbox"/> Work from last year <input type="checkbox"/> Work from this year <input type="checkbox"/> Last work: Year Month ~ Year Month			
Previous amount of radiation exposure (after last special medical examination) if ☆, enter collective amount	Effective dose	Eye	Skin	Female abdomen	Past exposure history (Enter work place, tasks, period, exposure amount, presence or absence of radiation injury and subjective symptoms, and other radiation exposure circumstances.)		
	<input type="checkbox"/> Not detected <input type="checkbox"/> mSv	<input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Yes					
This year expected radiation exposure: possible more than 5mSv <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Yes				Special Notes			
I acknowledge the information above is correct.							
Year Month Day				Radiation protection supervisor			
				Seal			

**Health Administration Office entry column:** This column should be filled out by the Health administration officer

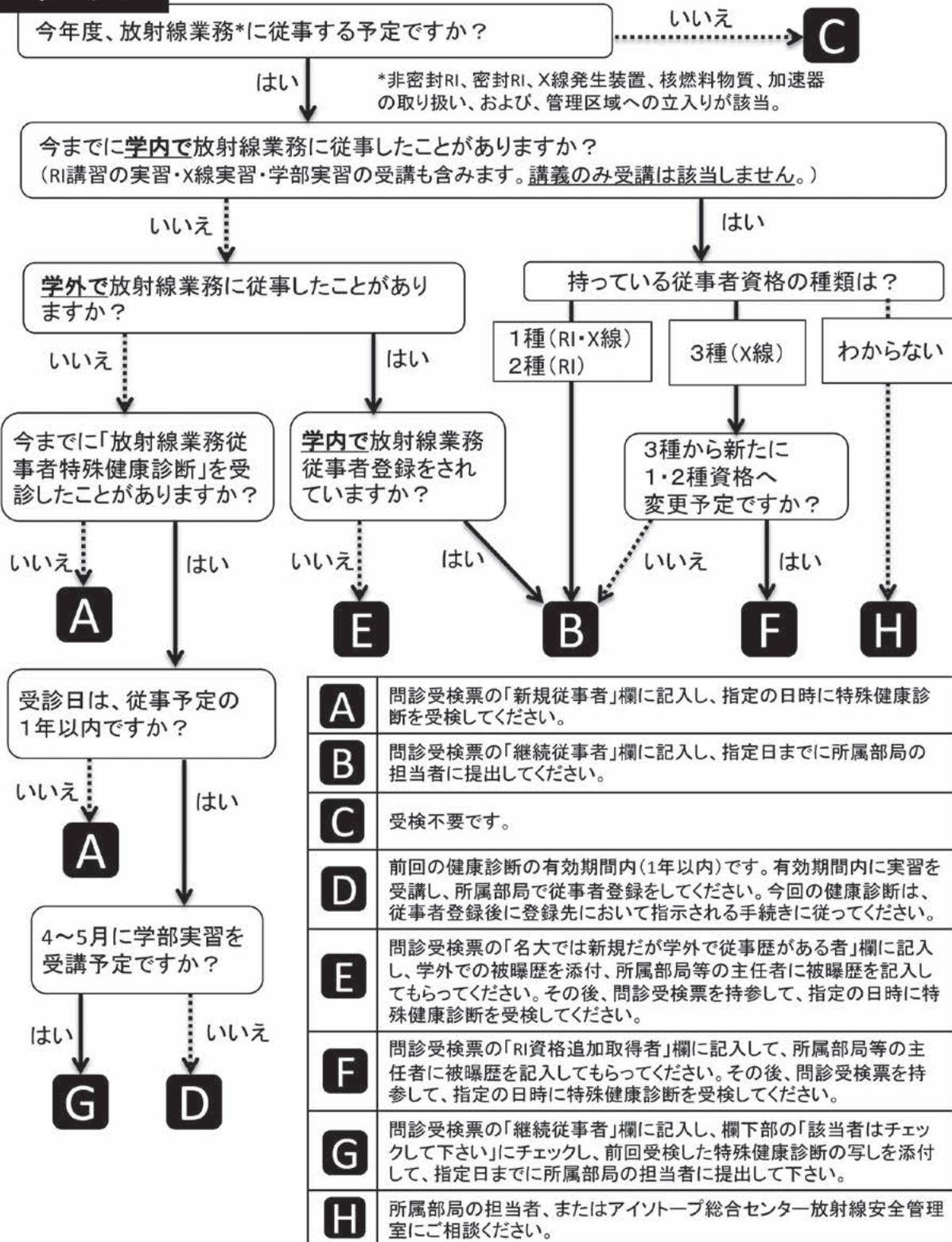
According to this medical interview, about this year special medical examination					
	New workers	Continuing workers	Examination place	Results and steps to take	
Skin screening	<input type="checkbox"/> Necessary	<input type="checkbox"/> Not necessary	NU health administration office	<input type="checkbox"/> No abnormalities <input type="checkbox"/> Follow-up examination <input type="checkbox"/> Treatment necessary	
		<input type="checkbox"/> Necessary	Others( )	Year Month Day Doctor's Name	Seal
Eye screening	Same as above	<input type="checkbox"/> Not necessary	NU health administration office	<input type="checkbox"/> No abnormalities <input type="checkbox"/> Follow-up examination <input type="checkbox"/> Treatment necessary	
		<input type="checkbox"/> Necessary	Others( )	Year Month Day Doctor's Name	Seal
Blood test	Same as above	<input type="checkbox"/> Not necessary	NU health administration office	Result (attachment) to be reported later	
		<input type="checkbox"/> Necessary	Others( )	Year Month Day Doctor's Name	Seal
				Year Month Day	
				NU health administration head officer Doctor's name	
				Seal	

\* Required blood test items: number of red and white corpuscles, percentage of white corpuscles, hemoglobin content or hematocrit value

# 放射線業務従事者特殊健康診断問診受検票(問診受検票) 記入フローチャート(学生)

詳細版

**スタート!**



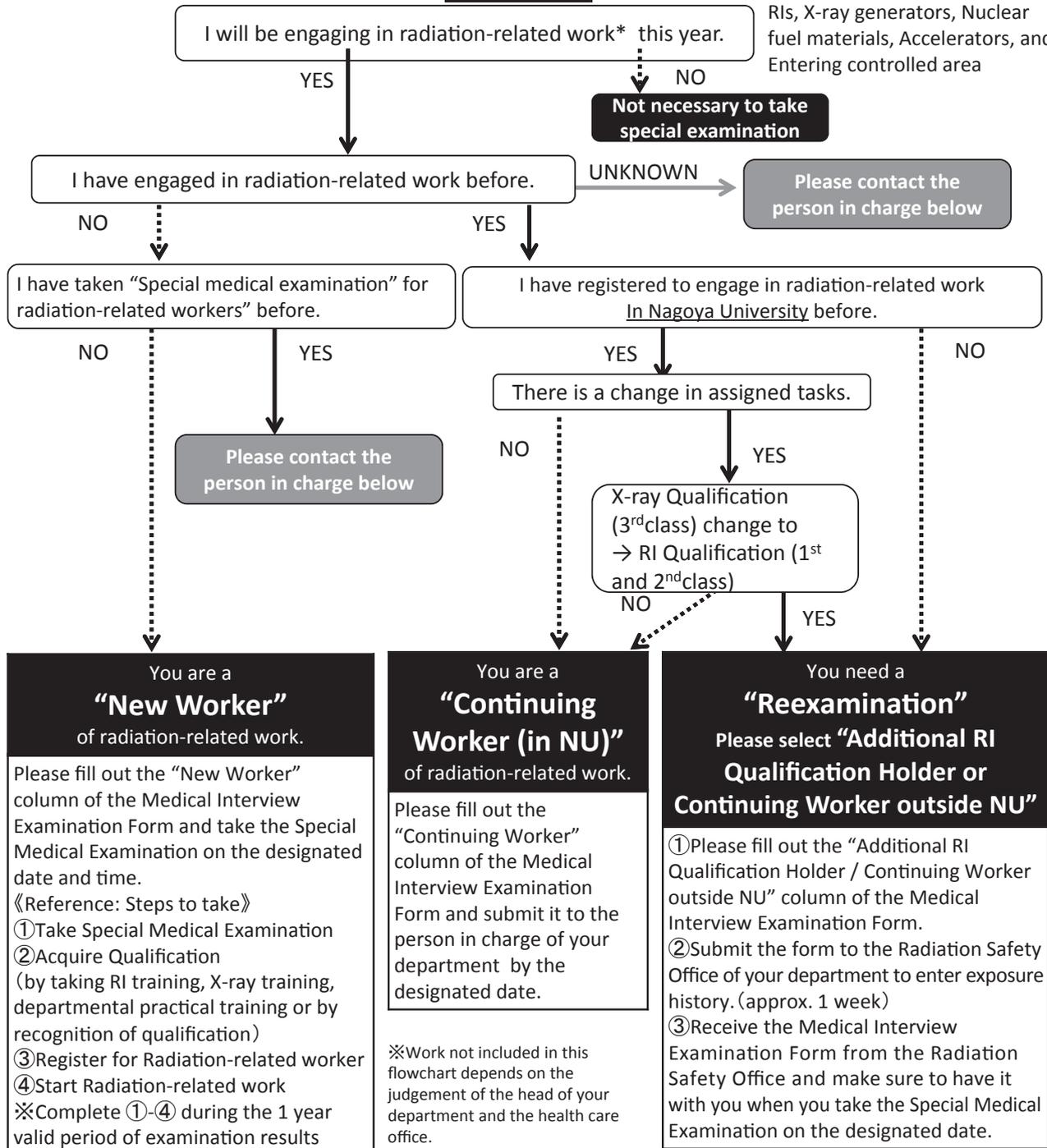
※フローチャート以外の動きは、所属部局の放射線取扱主任者、保健管理室の判断によるものとする

# Medical Interview Examination Form for Radiation-related Workers Special Medical Examination Entry Flowchart (Students)

For  
Distribution

**START !**

\*Handling Unsealed RIs, Sealed RIs, X-ray generators, Nuclear fuel materials, Accelerators, and Entering controlled area



**You are a “New Worker”**  
of radiation-related work.

Please fill out the “New Worker” column of the Medical Interview Examination Form and take the Special Medical Examination on the designated date and time.

《Reference: Steps to take》

- ①Take Special Medical Examination
- ②Acquire Qualification (by taking RI training, X-ray training, departmental practical training or by recognition of qualification)
- ③Register for Radiation-related worker
- ④Start Radiation-related work

※Complete ①-④ during the 1 year valid period of examination results

**You are a “Continuing Worker (in NU)”**  
of radiation-related work.

Please fill out the “Continuing Worker” column of the Medical Interview Examination Form and submit it to the person in charge of your department by the designated date.

※Work not included in this flowchart depends on the judgement of the head of your department and the health care office.

**You need a “Reexamination”**  
Please select “Additional RI Qualification Holder or Continuing Worker outside NU”

- ①Please fill out the “Additional RI Qualification Holder / Continuing Worker outside NU” column of the Medical Interview Examination Form.
- ②Submit the form to the Radiation Safety Office of your department to enter exposure history. (approx. 1 week)
- ③Receive the Medical Interview Examination Form from the Radiation Safety Office and make sure to have it with you when you take the Special Medical Examination on the designated date.

## 《Inquiries》

If you have any questions, please ask the person in charge as below.

- General Inquiries → The person in charge in your department or Radiation Safety Office
- About taking department training → The faculty in charge
- About taking RI training, X-ray training, and others → Radioisotope Research Center Radiation Safety Office

## 6-3 放射線を取り扱う職員の特殊健康診断実施要領

### 実施方法

- 1 新規従事者 ・初めて放射線業務を行う者をいう。  
・従事前の健康診断については、全項目（問診（放射線業務従事者特殊健康診断問診票（以下「問診票」という））、血液検査、皮膚検査、白内障に関する眼の検査）の健康診断を実施する。その後の健康診断は、継続従事者に準じて実施する。
- 2 継続従事者 ・継続して放射線業務を行う者をいう。  
放射線業務あるいは従事者登録に期間のブランクがある者（過去にRIを取り扱ったが、海外渡航、病気等により放射線業務に中断期間がある者等）も含む。  
・健康診断の実施については、各部局の衛生管理担当者から配付された「問診票」により、次のとおり実施する。
  - ①前年度の実効線量が、5ミリシーベルトを超えた従事者、又は、当該年度（RI特殊健康診断を行おうとする日の属する年度）の実効線量が、5ミリシーベルトを超えるおそれがある従事者に対して、各検査実施時に受検させる。ただし、保健管理室長が各検査実施時に受検を必要でないと認めるときは、省略できる。
  - ②前年度の実効線量が、5ミリシーベルトを超えず、かつ、当該年度（RI特殊健康診断を行おうとする日の属する年度）の実効線量が、5ミリシーベルトを超えるおそれのない従事者に対して、各検査実施時の受検を省略することとする。ただし、前記にかかわらず保健管理室長が各検査実施時に受検を必要と認めるときは、受検する。

### 注意

全職員対象の一般健康診断（定期）に関しては省略できないため、必ず年1回受診する。

また、特定業務従事者の健康診断についても年2回受診する。〔実施時期は一般健康診断（定期）と同時期〕検査省略判定を受けた者に対しては、血液・皮膚・眼の検査の通知はしない。検査を希望する者は、実施時期に申し出ること。

### 参考

#### 電離放射線障害防止規則

第56条 事業者は、放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入るものに対し、雇入れ又は当該業務に配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

- 一 被ばく歴の有無の調査及びその評価
- 二 白血球数及び白血球百分率の検査
- 三 赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査
- 四 白内障に関する眼の検査
- 五 皮膚の検査

2 (略)

3 第1項の健康診断のうち、定期に行わなければならないものについては、医師が必要でないと認めるときは、同項第二号から第五号までに掲げる項目の全部又は一部を省略することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、同項の健康診断を行おうとする日の属する年の前年一年間に受けた実効線量が5ミリシーベルトを超えず、かつ、当該健康診断を行おうとする日の属する一年間に受ける実効線量が5ミリシーベルトを超えるおそれのない者に対する当該健康診断については、同項第二号から第五号までに掲げる項目は、医師が必要と認めないときには、行うことを要しない。

5 (略)

## 健康診断の流れ【職員】

- 1 初めて放射線業務を行う予定の者、放射線業務に従事している者は、3月上旬に調査される特定有害業務等  
従事状況届出票（別紙）の放射線業務欄（電離10～23）に記入しておく。  
総務部人事労務課は、特定有害業務等従事状況届出票により放射線業務従事者に対して、「問診票」を各部  
局の衛生管理担当者を通して配付する。【4月下旬～5月初旬】【10月上旬～10月中旬】
- 2 放射線業務従事者は、配付された「問診票」に記入の上、各部局の衛生管理担当者へ送付する。各部局の担  
当者は、「問診票」に放射線取扱主任者による被ばく歴評価（押印）後、総務部人事労務課へ報告する。（た  
だし、初めて放射線業務に従事する新規従事者は放射線取扱主任者の確認を必要としない。）  
【5月中旬】【10月中旬】
- 3 各部局の衛生管理担当者は、記載事項を確認のうえ「問診票」を総務部人事労務課まで送付する。  
【5月中旬】【10月下旬】
- 4 総務部人事労務課は「問診票」の判定を保健管理室長に依頼し、その判定結果を各部局の衛生管理担当者  
に通知し、同「問診票」を、各部局の衛生管理担当者又はRI管理室が保管するとともに、衛生管理担当者は  
「問診票」の（写）を本人に送付する。【6月】【11月】
- 5 健康診断実施通知書を配付する。【6月中旬】【11月中旬】
- 6 検査（血液、皮膚、眼、定期健康診断）の実施【6月下旬～7月初旬】【12月初旬～12月中旬】

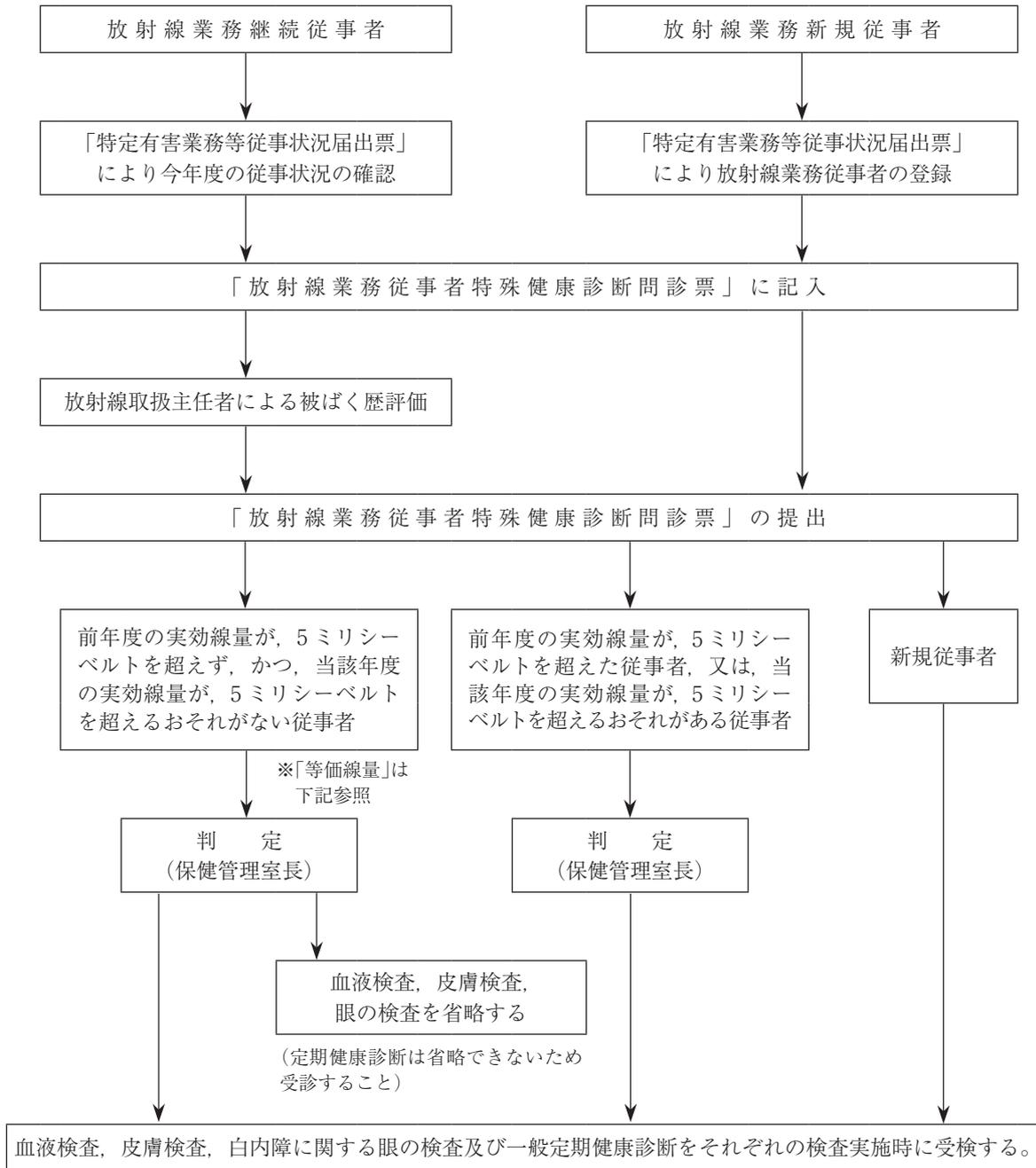
### 注意

初めて放射線業務を行う者は、上の流れで健康診断を受けるのが本来であるが、下の場合等、急ぎ健康診断を受ける必要がある場合は、「放射線を取り扱う学生の特殊健康診断」実施時に受診が可能である。

- ・5、7月のアイソトープ総合センター主催RI講習受講等で、上の流れでは間に合わない場合
- ・年度途中で健康診断の受診が必要となった場合

ただし、受診の際は職員専用の問診票が必要となる。所属する部局の人事担当係で指定の問診票を受け取り持参すること。

## 健康診断の手続きの流れ【職員】



### 【等価線量】

健康診断省略閾値（しきいち）の目安		
眼の水晶体	皮膚	妊娠中の女子腹部
10mSv/年	250mSv/年	2mSv/妊娠中

特定有害業務等従事状況届出票（新規雇用者）

所属				
職員番号				
氏名				殿
提出年月日	週勤務時間数		生年月日	
採用年月日	性別		職種	

総務部人事労務課福祉係

本年度の特殊健康診断等の受診対象者を確認するため、次に掲げる業務に常時従事する場合には、○を付して所属部局の人事担当係に提出してください。

※  となっている業務について、現在は使用していないが過去に取扱っていた場合には、△を付し使用期間を余白に記入ください。

	特定	ヲ	有害物のガス[ホルムアルデヒド、エチレンオキシド]		鉛	05	鉛合金の製品を製造、修理、解体する工程の業務
	特定	イ	高熱物体および、暑熱な場所における業務		鉛	06	鉛化合物を製造する工程における業務
	特定	ヌ	深夜業を含む業務		鉛	07	鉛ライニングの業務[仕上げの業務を含む]
	特定	ロ	低温物質および、寒冷な場所における業務		鉛	08	含鉛塗料を塗布した物の加工又はかき落しの業務
	特定	リ	病原体によって汚染のおそれが著しい業務		鉛	09	鉛装置の内部における業務
	給食	01	調理、配膳等給食のため食品を取り扱う業務		鉛	10	鉛装置の破砕、溶接、溶断又は切断の業務
	有機	01	アセトン		鉛	11	転写紙を製造する工程における鉛等の粉払いの業務
	有機	02	イソブチルアルコール		鉛	12	合成樹脂等の製品を製造する工程における業務
	有機	03	イソプロピルアルコール		鉛	13	自然換気が不十分な場所におけるはんだ付けの業務
	有機	04	インベンチルアルコール		鉛	14	鉛化合物を含有する釉薬の焼成の業務
	有機	05	エチルエーテル		鉛	15	鉛化合物を含有する絵具の焼成の業務
	有機	06	エチレンジクロールモノエチルエーテル		鉛	16	溶融した鉛を用いて行なう業務
	有機	07	エチレンジクロールモノエチルエーテルアセテート		鉛	17	動力を用いて印刷する工程における業務
	有機	08	エチレンジクロールモノブチルエーテル		鉛	18	前各号に掲げる業務を行なう作業場所清掃の業務
	有機	09	エチレンジクロールモノメチルエーテル		電離	10	医療用のX線装置
	有機	10	オルトジクロロベンゼン		電離	11	工業用等のX線装置で撮影用のもの
	有機	11	キシレン		電離	12	工業用等のX線装置で透視用のもの
	有機	12	クレゾール		電離	13	工業用等のX線装置で分析用のもの
	有機	13	クロロベンゼン		電離	14	工業用等のX線装置でその他のもの
	有機	15	酢酸イソブチル		電離	15	荷電粒子を加速する装置
	有機	16	酢酸イソプロピル		電離	16	製造工程中のX線管
	有機	17	酢酸イソペンチル		電離	17	製造工程中のケトロン
	有機	18	酢酸エチル		電離	18	医療用のガンマ線照射装置
	有機	19	酢酸ノルマルブチル		電離	19	工業用等のガンマ線照射装置
	有機	20	酢酸ノルマルブチル		電離	20	ガンマ線照射装置以外の放射性物質を装備している機器
	有機	21	酢酸ノルマルペンチル		電離	21	放射性物質
	有機	22	酢酸メチル		電離	22	原子炉
	有機	24	シクロヘキサノール		電離	23	坑内におけるラドンガス
	有機	25	シクロヘキサノン		特化	002	ベンジジン及びその塩
	有機	28	1, 2-ジクロロエチレン		特化	003	四-アミノジフェニル及びその塩
	有機	30	N, N-ジメチルホルムアミド		特化	004	四-ニトロジフェニル及びその塩
	有機	34	テトラヒドロフラン		特化	005	ビス[クロロメチル]エーテル
	有機	35	1, 1, 1-トリクロロエタン		特化	006	ペーターナフチルアミン及びその塩
	有機	37	トルエン		特化	101	ジクロロベンジジン及びその塩
	有機	38	二硫化炭素		特化	102	アルファ-ナフチルアミン及びその塩
	有機	39	ノルマルヘキサノール		特化	103	塩素化ビフェニル[PCB]
	有機	40	1-ブタノール		特化	104	オルトトリジン及びその塩
	有機	41	2-ブタノール		特化	105	ジアニジン及びその塩
	有機	42	メタノール		特化	106	ベリリウム及びその化合物
	有機	44	メチルエチルケトン		特化	107	ベンゾトリクロリド
	有機	45	メチルシクロヘキサノール		特化	201	アクリルアミド
	有機	46	メチルシクロヘキサノン		特化	202	アクリロニトリル
	有機	47	メチルブチルケトン		特化	203	アルキル水銀化合物
	有機	48	ガソリン		特化	205	エチレンイミン
	有機	49	コールタールナフサ[ソルベントナフサを含む]		特化	206	塩化ビニル
	有機	50	石油エーテル		特化	207	塩素
	有機	51	石油ナフサ		特化	208	オーラミン
	有機	52	石油ベンジン		特化	209	オルト-フタロジニトリル
	有機	53	テレピン油		特化	210	カドミウム及びその化合物
	有機	54	ミネラルスピリット		特化	211	クロム酸及びその塩
	有機	55	前各号に掲げる物のみから成る混合物		特化	212	クロロメチルメチルエーテル
	鉛	01	鉛の製錬又は精錬を行う工程における業務		特化	213	五酸化バナジウム
	鉛	02	銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行う工程における業務		特化	214	コールタール
	鉛	03	鉛蓄電池の部品を製造、修理、又は解体する工程の業務		特化	216	シアン化カリウム
	鉛	04	電線又はケーブルを製造する工程における業務		特化	217	シアン化水素

\* 該当がない場合は提出する必要はありません。

\* 裏面についても確認願います。

特定有害業務等従事状況届出票（新規雇用者）

所属				
職員番号				
氏名				殿
提出年月日	週勤務時間数		生年月日	
採用年月日	性別		職種	

総務部人事労務課福祉係

本年度の特殊健康診断等の受診対象者を確認するため、次に掲げる業務に常時従事する場合には、○を付して所属部局の人事担当係に提出してください。

※    となっている業務について、現在は使用していないが過去に取扱っていた場合には、△を付し使用期間を余白に記入ください。

特化 218	シアン化ナトリウム	歯科 4	亜硫酸
特化 219	3・3 ジクロロ-4・4 ジアミノジフェニルメタン	歯科 5	弗化水素
特化 220	臭化メチル	歯科 6	黄燐
特化 221	重クロム酸及びその塩	歯科 7	その他歯又は指示組織に有害な物
特化 222	水銀及びその無機化合物	じん肺 010	土石、岩石又は鉱物を掘削する場所における作業
特化 223	トリレンジイソシアネート	じん肺 020	鉱物等を積載した車の荷台をくつがえしたりする作業
特化 224	ニッケルカルボニル	じん肺 030	鉱物等の分類や積み込み等の作業
特化 225	ニトログリコール	じん肺 040	坑内において鉱物等を運搬する作業
特化 226	パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン	じん肺 050	鉱物等を充てん、又は岩粉を散布する場所での作業
特化 227	パラ-ニトロクロロベンゼン	じん肺 052	粉じんが付着した機械設備を移設、撤去、点検作業
特化 228	弗化水素	じん肺 060	岩石又は鉱物を裁断する場所における作業
特化 229	ペータープロピオラクトン	じん肺 070	研磨材を吹き付けたりして研磨する作業
特化 230	ベンゼン	じん肺 080	鉱物等を主成分とする原料を動力により破砕する作業
特化 231	ベンタクロルフェノール及びそのナトリウム塩	じん肺 090	セメント等を袋詰めし、積みおろす場所における作業
特化 232	マゼンタ	じん肺 100	粉状のアルミニウム又は酸化チタンを袋詰めする作業
特化 233	マンガン及びその化合物	じん肺 110	粉状の鉱石等を材料として製造する工程における作業
特化 234	沃化メチル	じん肺 120	ガラス又はほうろうを製造する工程における作業
特化 235	硫化水素	じん肺 130	陶磁器等を製造する際の原材料を混合する工程の作業
特化 236	硫酸ジメチル	じん肺 140	炭素製品を製造する工程における作業
特化 237	ニッケル化合物[ニッケルカルボニルを除く]	じん肺 150	砂型を用いて鋳物を鋳造する工程における作業
特化 238	砒素及びその他化合物[アルシシ及び砒素ガリウム除く]	じん肺 160	鉱物等運搬する船舶の船倉内で鉱物等をかき集める作業
特化 239	酸化プロピレン	じん肺 170	金属その他無機物を製錬し、溶融する工程における作業
特化 240	1・1-ジメチルヒドラジン	じん肺 180	粉状の鉱物を燃焼する工程における作業
特化 241	インジウム化合物	じん肺 190	耐火物を用いてかま、炉等を築造、破砕等する作業
特化 242	屋内塗装業務でエチルベンゼンを取り扱う業務	じん肺 200	タンク内等でのアーク溶接、又はガウジングする作業
特化 243	コバルト及びその無機化合物	じん肺 210	金属を溶射する場所における作業
特化 244	ジクロロプロパン 洗浄・払拭作業	じん肺 220	染土の付着した草を製織したりする場所における作業
特化 245	クロロホルム	じん肺 230	長大ずい道内部のホッパー等の近くの場所における作業
特化 246	四塩化炭素	じん肺 240	石綿[直接ときほぐす、吹き付ける等の作業]
特化 247	1, 4-ジオキサソ	石綿 01	アモサイト
特化 248	1, 2-ジクロロエタン	石綿 02	クロシドライト
特化 249	ジクロロメタン	石綿 10	石綿[アモサイト及びクロシドライトを除く]
特化 251	ステレン	石綿 20	石綿[粉じん発散場所での業務。前各号を除く。]
特化 252	1・1・2・2-テトラクロロエタン	その他 01	紫外線・赤外線にさらされる業務
特化 253	テトラクロロエチレン	その他 02	著しい騒音を発生する屋内作業場などにおける騒音作業
特化 254	トリクロロエチレン	その他 16	超音波接着機を取扱う業務
特化 255	メチルイソブチルケトン	その他 20	キーパンチャーの業務
特化 256	ナフタレン	その他 23	チェーンソー使用による身体に著しい振動を与える業務
特化 257	リフラクトリーセラミックファイバー	その他 24	チェーンソー以外の振動工具の取扱いの業務
特化 258	オルトトリートルジン	その他 25	重量物取扱作業、介護作業等腰部に著しい負担の作業
特化 259	ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)	その他 29	VDT作業(週15時間以上従事又は自覚症状がある者)
特化 260	溶接ヒューム		
高気圧 10	高圧室内業務		
高気圧 20	潜水業務		
四アルキル 01	四アルキル鉛を製造する業務		
四アルキル 02	四アルキル鉛をガソリンに混入する業務		
四アルキル 03	前2号に掲げる業務に用いる機械の業務		
四アルキル 04	四アルキル鉛により汚染されているタンクの内部の業務		
四アルキル 05	四アルキル鉛等を含有する残さい物を取り扱う業務		
四アルキル 06	四アルキル鉛が入っているドラム缶を取り扱う業務		
四アルキル 07	四アルキル鉛を用いて研究を行う業務		
四アルキル 08	四アルキル鉛の汚染を除去する業務		
歯科 1	塩酸		
歯科 2	硝酸		
歯科 3	硫酸		

2021年3月改定

※背景が「グレー」となっている業務を過去に取扱っていた場合は、特殊健康診断の対象となります。

\* 該当がない場合は提出する必要はありません。

\* 裏面についても確認願います。

特定有害業務等従事状況届出票(新規雇用者) Notification of Details Pertaining to Specific Hazardous Operations (New Employees)

所属; Affiliation  
職員番号; Staff Number  
氏名; Name  
提出年月日; Date submitted  
採用年月日; Date of employment


生年月日; Date of birth  
職種; job Category


総務部人事労務課福祉係  
Welfare Section, Personnel Affairs & Labor Division

\* 該当がない場合は提出する必要はありません。\* Submission not required if no relevant item.

\* 裏面についても確認願います。\* Please check other side

本年度の特殊健康診断等の受診対象者を確認するため、次に掲げる業務に常時従事する場合は、○を付して所属部署の人事担当係に提出してください。  
In order to confirm who will be subject to special medical examinations this year, please mark a circle next to any items below that are regularly involved in your work and submit this form to the Personnel Section of your affiliated department.

\*  となっている業務(石綿、ベンゼンなど)について現在は使用していないが過去に取り扱っていた場合には、△を付してください。  
If you are currently not involved with items in the gray cells (asbestos, benzene, etc.), but have been in the past, please mark them with a triangle (△).

特定 Attributes	マ	有害物のガス[ホルムアルデヒド、エチレンオキシド] Toxic gases (formaldehyde, ethylene oxide)	鉛 Lead	05	鉛合金の製品を製造、修理、解体する工程の業務 Work in processes in the manufacture, repair, and dismantling of lead alloy products
特定 Attributes	イ	高熱物体および、暑熱な場所における業務 Work with heated materials, and in hot locations	鉛 Lead	06	鉛化合物を製造する工程における業務 Work in the processes of manufacture of lead compounds
特定 Attributes	ヌ	深夜業を含む業務 Work including night work	鉛 Lead	07	鉛ライニングの業務(仕上げの業務を含む) Lead lining work (including finishing work)
特定 Attributes	ロ	低温物質および、寒冷な場所における業務 Work with cold materials, and in cold locations	鉛 Lead	08	含鉛塗料を塗布した物の加工又ははき落しの業務 Work involving fabrication or scraping of items painted with lead-based paint
特定 Attributes	ワ	病原体によって汚染のおそれが高い業務 Work involving extreme contamination by pathogens	鉛 Lead	09	鉛装置の内部における業務 Work in the interior of lead equipment
給食 Food services	01	調理、配膳等給食のための食品を取り扱う業務 Work involving handling of food for food services (e.g. cooking, food serving)	鉛 Lead	10	鉛装置の溶接、溶融、溶射又は切断の業務 Work involving crushing, welding, melting, or cutting of lead equipment
有機 Organic	01	アセトン Acetone	鉛 Lead	11	転写紙を製造する工程における鉛等の粉塵の業務 Work involving cleaning of lead dust in the processes of manufacture of transfer paper
有機 Organic	02	イソブチルアルコール Isobutyl alcohol	鉛 Lead	12	合成樹脂等の製品を製造する工程における業務 Work in the processes of manufacture of synthetic resins
有機 Organic	03	イソプロピルアルコール Isopropyl alcohol	鉛 Lead	13	自然換気が不十分な場所におけるはんだ付けの業務 Soldering work in locations with insufficient natural ventilation
有機 Organic	04	イソペンチルアルコール Isopentyl alcohol	鉛 Lead	14	鉛化合物を含有する釉薬の焼成の業務 Work involving firing of glazes containing lead compounds
有機 Organic	05	エチルエーテル Ethyl ether	鉛 Lead	15	鉛化合物を含有する塗料の焼成の業務 Work involving baking of paints containing lead compounds
有機 Organic	06	エチレンジオキシド Ethylene glycol monoethyl ether	鉛 Lead	16	溶融した鉛を用いて行なう業務 Work involving use of molten lead compounds
有機 Organic	07	エチレンジオキシドエーテルアセテート Ethylene glycol monoethyl ether acetate	鉛 Lead	17	動力を用いて印刷する工程における業務 Work in the processes of powered printing
有機 Organic	08	エチレンジオキシドモノブチルエーテル Ethylene glycol monobutyl ether	鉛 Lead	18	前各号に掲げる業務を行なう作業場所清掃の業務 Work involving cleaning of locations of work noted above
有機 Organic	09	エチレンジオキシドモノメチルエーテル Ethylene glycol monomethyl ether	電離 Ionization	10	医療用のX線装置 Medical X-ray equipment
有機 Organic	10	オルトジクロロベンゼン ortho-dichloro benzene	電離 Ionization	11	工業用等のX線装置で撮影用のもの Radiographic materials for industrial X-ray equipment
有機 Organic	11	キシレン Xylene	電離 Ionization	12	工業用等のX線装置で透視用のもの Radioscopic materials for industrial X-ray equipment
有機 Organic	12	クレソール Cresol	電離 Ionization	13	工業用等のX線装置で分析用のもの Analytical materials for industrial X-ray equipment
有機 Organic	13	クロロベンゼン Chlorobenzene	電離 Ionization	14	工業用等のX線装置でその他のもの Other materials for industrial X-ray equipment
有機 Organic	15	酢酸イソブチル Isobutyl acetate	電離 Ionization	15	荷電粒子を加速する装置 Charged particle acceleration equipment
有機 Organic	16	酢酸イソプロピル Isopropyl acetate	電離 Ionization	16	製造工程中のX線管 X-ray tubes during the manufacturing process
有機 Organic	17	酢酸イソペンチル Isopentyl acetate	電離 Ionization	17	製造工程中のケトロ管 Kenotrons during the manufacturing process
有機 Organic	18	酢酸エチル Ethyl Acetate	電離 Ionization	18	医療用のガンマ線照射装置 Medical gamma ray irradiation equipment
有機 Organic	19	酢酸ノルマルブチル Acetic acid normal-butyl	電離 Ionization	19	工業用等のガンマ線照射装置 Industrial gamma ray irradiation equipment
有機 Organic	20	酢酸ノルマルプロピル Acetic acid normal-propyl	電離 Ionization	20	ガンマ線照射装置以外の放射性物質を装備している機器 Devices other than gamma ray irradiation equipment incorporating radioactive materials
有機 Organic	21	酢酸ノルマルペンチル Acetic acid normal-pentyl	電離 Ionization	21	放射性物質 Radioactive materials
有機 Organic	22	酢酸メチル Methyl acetate	電離 Ionization	22	原子炉 Atomic reactors
有機 Organic	24	シクロヘキサノール Cyclohexanol	電離 Ionization	23	坑内におけるラドンガス Radon gas in mines
有機 Organic	25	シクロヘキサノン Cyclohexanone	特化 Specialization	002	ベンジジン及びその塩 Benzidine and benzidine salts
有機 Organic	28	1, 2-ジクロロエチレン 1, 2-dichloroethylene	特化 Specialization	003	4-アミノジフェニル及びその塩 4-aminodiphenyl and 4-aminodiphenyl salts
有機 Organic	30	N, N-ジメチルホルムアミド N, N-dimethylformamide	特化 Specialization	004	4-ニトロジフェニル及びその塩 4-nitrodiphenyl and 4-nitrodiphenyl salts
有機 Organic	34	テトラヒドロフラン Tetrahydrofuran	特化 Specialization	005	ビス(クロロメチル)エーテル Bis (chloro methyl) ether
有機 Organic	35	1, 1, 1-トリクロロエタン 1, 1, 1-trichloroethane	特化 Specialization	006	ペーターナフチルアミン及びその塩 Penta-naphthylamine and penta-naphthylamine salts
有機 Organic	37	トルエン Toluene	特化 Specialization	101	ジクロロベンジン及びその塩 Dichlorobenzidine and dichlorobenzidine salts
有機 Organic	38	二硫化炭素 Carbon disulfide	特化 Specialization	102	アルファナフチルアミン及びその塩 Alpha-naphthylamine and alpha-naphthylamine salts
有機 Organic	39	ノルマルヘキサノール Normal-hexane	特化 Specialization	103	塩素化ビフェニル[PCB] Chlorinated biphenyl-PCB
有機 Organic	40	1-ブタノール 1-butanol	特化 Specialization	104	オルト-トolidin及びその塩 Ortho-tolidine and ortho-tolidine salts
有機 Organic	41	2-ブタノール 2-butanol	特化 Specialization	105	ジアニジン及びその塩 Dianisidine and dianisidine salts
有機 Organic	42	メタノール Methanol	特化 Specialization	106	ベリリウム及びその化合物 Beryllium and beryllium salts
有機 Organic	44	メチルエチルケトン Methyl ethyl ketone	特化 Specialization	107	ベンゾトリクロリド Benzotrichloride
有機 Organic	45	メチルシクロヘキサノール Methyl cyclohexanol	特化 Specialization	201	アクリルアミド Acrylamide
有機 Organic	46	メチルシクロヘキサノン Methylcyclohexanone	特化 Specialization	202	アクリロニトリル Acrylonitrile
有機 Organic	47	メチルブチルケトン Methyl butyl ketone	特化 Specialization	203	アルキル水銀化合物 Alkyl mercury compounds
有機 Organic	48	ガソリン Gasoline	特化 Specialization	205	エチレンジイミン Ethyleneimine
有機 Organic	49	コールタールナフサ[ソルベントナフサを含む] Coal tar naphtha (including naphtha solvent)	特化 Specialization	206	塩化ビニル VCM
有機 Organic	50	石油エーテル Petroleum ether	特化 Specialization	207	塩素 Chlorine
有機 Organic	51	石油ナフサ Petroleum naphtha	特化 Specialization	208	オーブミン Auramine
有機 Organic	52	石油-ベンゼン Petroleum benzene	特化 Specialization	209	オルト-フタロジニトリル Ortho-phthalodinitrile
有機 Organic	53	ターペンチン油 Turpentine oil	特化 Specialization	210	カドミウム及びその化合物 Cadmium and cadmium salts
有機 Organic	54	ミネラルスピリット Mineral spirit	特化 Specialization	211	クロム酸及びその塩 Chromic acid and chromic acid salts
有機 Organic	55	前各号に掲げる物のみからなる混合物 Mixtures of substances noted above	特化 Specialization	212	クロロメチルメチルエーテル Chloromethyl methyl ether
鉛 Lead	01	鉛の製錬又は精錬を行う工程における業務 Work in the processes of lead smelting and refining	特化 Specialization	213	五酸化バナジウム Vanadium pentoxide
鉛 Lead	02	銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行う工程における業務 Work in the processes of copper and zinc smelting and refining	特化 Specialization	214	コールタール Coal tar
鉛 Lead	03	鉛蓄電池の部品を製造、修理、又は解体する工程の業務 Work in processes in the manufacture, repair, and dismantling of components of lead storage	特化 Specialization	216	シアン化カリウム Potassium cyanide
鉛 Lead	04	電線又はケーブルを製造する工程における業務 Work in the processes of manufacture of electrical wire and cables	特化 Specialization	217	シアン化水素 Hydrogen cyanide

特定有害業務等従事状況届出票(新規雇用者) Notification of Details Pertaining to Specific Hazardous Operations (New Employees)

所属; Affiliation

職員番号; Staff Number

氏名; Name

提出年月日; Date submitted

採用年月日; Date of employment

総務部人事労務課福祉係  
Welfare Section, Personnel Affairs & Labor Division

生年月日; Date of birth

職種; job Category

\* 該当がない場合は提出する必要はありません。\* Submission not required if no relevant item.

\* 裏面についても確認願います。\* Please check other side

本年度の特殊健康診断等の受診対象者を確認するため、次に掲げる業務に常時従事する場合には、○を付して所属部署の人事担当係に提出してください。

In order to confirm who will be subject to special medical examinations this year, please mark a circle next to any items below that are regularly involved in your work and submit this form to the Personnel Section of your affiliated department.

\*  となっている業務(石綿、ベンゼンなど)について現在は使用していないが過去に取り扱っていた場合には、△を付してください。

If you are currently not involved with items in the gray cells (asbestos, benzene, etc.), but have been in the past, please mark them with a triangle (△).

特化 Specialization	218	シアン化ナトリウム Sodium cyanide	歯科 Dentistry	4	亜硫酸 Sulfurous acid
特化 Specialization	219	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン 3,3' dichloro-4,4' diaminodiphenyl methane	歯科 Dentistry	5	亜化水素 Hydrogen fluoride
特化 Specialization	220	臭化メチル Ethyl bromide	歯科 Dentistry	6	黄燐 Yellow phosphorus
特化 Specialization	221	重クロム酸及びその塩 Dichromate acid and dichromate acid salts	歯科 Dentistry	7	その他歯又は指示組織に有害な物 Other materials toxic to teeth or other specified tissue
特化 Specialization	222	水銀及びその無機化合物 Mercury and inorganic mercury compounds	じん肺 Pneumoconiosis	010	土石、岩石又は鉱物を掘削する場所における作業 Work in locations excavating soil and stone, rock, or minerals.
特化 Specialization	223	トルエンジイソシアネート Tolylene diisocyanate	じん肺 Pneumoconiosis	020	鉱物等を積載した車の荷台をくつがえしたりする作業 Work involving overturning of decks of vehicles carrying minerals
特化 Specialization	224	ニッケルカルボニル Nickel carbonyl	じん肺 Pneumoconiosis	030	鉱物等の分類や積み込み等の作業 Work involving classification and loading of minerals
特化 Specialization	225	ニトログリコール Ethylene glycol dimitate/ Nitroglycol	じん肺 Pneumoconiosis	040	坑内において鉱物を運搬する作業 Work involving transport of minerals in mines
特化 Specialization	226	パラジメチルアミノアゾベンゼン para-Dimethylaminoazobenzene	じん肺 Pneumoconiosis	050	鉱物等を充てん、又は岩粉を散布する場所での作業 Work in locations at which minerals are packed or are covered in rock dust
特化 Specialization	227	パラニトロクロロベンゼン Para-nitrochlorobenzene	じん肺 Pneumoconiosis	052	粉じんが附着した機械設備を移動、撤去、点検作業 Work involving movement, removal, or inspection of machinery and equipment covered in dust
特化 Specialization	228	亜化水素 Hydrogen fluoride	じん肺 Pneumoconiosis	060	岩石又は鉱物を破碎する場所における作業 Work in locations where rocks or minerals are crushed
特化 Specialization	229	ベータプロピオラクトン beta-Propiolactone	じん肺 Pneumoconiosis	070	研磨材を吹き付けたりして研磨する作業 Work involving spraying and polishing of abrasive materials
特化 Specialization	230	ベンゼン Benzene	じん肺 Pneumoconiosis	080	鉱物等を主成分とする原料を動力により破碎する作業 Work involving powered crushing of raw materials consisting primarily of minerals
特化 Specialization	231	ペンタクロロフェノール及びそのナトリウム塩 Pentachlorophenol and pentachlorophenol sodium salts	じん肺 Pneumoconiosis	090	セメント等を袋詰めし、積みおろす場所における作業 Work in locations where cement is bagged and unloaded
特化 Specialization	232	マゼンタ Magenta	じん肺 Pneumoconiosis	100	粉状のアルミニウム又は酸化チタンを袋詰めする作業 Work involving bagging of powdered aluminum or titanium oxide
特化 Specialization	233	マンガン及びその化合物 Manganese and manganese compounds	じん肺 Pneumoconiosis	110	粉状の鉱石等を材料として製造する工程における作業 Work in manufacturing processes employing powdered mineral ores
特化 Specialization	234	臭化メチル Methyl iodide	じん肺 Pneumoconiosis	120	ガラス又はほうろくを製造する工程における作業 Work in processes in the manufacture of glass or enamel
特化 Specialization	235	亜化水素 Hydrogen Sulfide	じん肺 Pneumoconiosis	130	陶磁器等を製造する際の原材料を混合する工程の作業 Work in processes mixing raw materials for the manufacture of ceramics
特化 Specialization	236	硫酸ジメチル Dimethyl sulfate	じん肺 Pneumoconiosis	140	炭素製品を製造する工程における作業 Work in processes in the manufacture of carbon products
特化 Specialization	237	ニッケル化合物(ニッケルカルボニルを除く) Nickel compounds (excluding nickel carbonyl)	じん肺 Pneumoconiosis	150	砂型を用いて鋳物を鋳造する工程における作業 Work in processes in the casting of items using sand molds
特化 Specialization	238	砒素及びその化合物(アルシン及び砒素ガリウム除) Arsenic and arsenic compounds (excluding arsine and gallium arsenide)	じん肺 Pneumoconiosis	160	鉱物等を運搬する船舶の船倉内で鉱物等をかさ集める作業 Work in gathering up minerals inside the holds of ships used in transporting minerals
特化 Specialization	239	酸化プロピレン propylene oxide	じん肺 Pneumoconiosis	170	金属その他無機物を製錬し、溶融する工程における作業 Work in processes smelting and fusing metals and other inorganic materials
特化 Specialization	240	1,1-ニメチルヒドrazilin 1,1-Dimethylhydrazine	じん肺 Pneumoconiosis	180	粉状の鉱物を燃焼する工程における作業 Work in processes in the firing of powdered minerals
特化 Specialization	241	インジウム化合物 Indium compounds	じん肺 Pneumoconiosis	190	耐火容器等を製造する際の原材料を混合する工程の作業 Work involving building and dismantling of furnaces comprising refractory items
特化 Specialization	242	室内塗装業務でエチルベンゼンを取り扱う業務 Coating work in doors with the use of Ethylbenzene	じん肺 Pneumoconiosis	200	タンク内等でのアーカ溶接、又はガウニングする作業 Work involving arc-welding or gouging inside tanks
特化 Specialization	243	コバルト及びその無機化合物 Cobalt and inorganic cobalt compounds	じん肺 Pneumoconiosis	210	金属を溶射する場所における作業 Work in locations conducting metal spraying
特化 Specialization	244	ジクロロプロパン洗浄・払拭作業 Dichloropropane cleanse and sweep away	じん肺 Pneumoconiosis	220	炭士の付着した草を製織したりする場所における作業 Work in locations where grass containing contaminated soil is woven
特化 Specialization	245	クロロホルム Chloroform	じん肺 Pneumoconiosis	230	長大ずい道内部のホッパー等の近くの場所における作業 Work in the vicinity of hoppers inside long tunnels
特化 Specialization	246	炭素テトラクロライド Carbon tetrachloride	じん肺 Pneumoconiosis	240	石綿(直接ときほぐす、吹き付け等の作業) Work associated with asbestos (direct contact - unravelling, spray application)
特化 Specialization	247	1,4-dioxane 1,4-dioxane	石綿 Asbestos	01	アモサイト Amosite
特化 Specialization	248	1,2-dichloroethane 1,2-dichloroethane	石綿 Asbestos	02	クロシドライト Crocidolite
特化 Specialization	249	ジクロロメタン Dichloromethane	石綿 Asbestos	10	石綿(アモサイト及びクロシドライトを除く) Asbestos (excluding amosite, crocidolite)
特化 Specialization	251	スチレン Styrene monomer*	石綿 Asbestos	20	石綿(粉じん発散場所での業務、前各号を除く。) Asbestos in locations covered in asbestos dust, excluding all of the above.)
特化 Specialization	252	1,1,2,2-tetrachloroethane 1,1,2,2-tetrachloroethane	その他 Other	01	紫外線・赤外線にさらされる業務 Work involving exposure to ultraviolet and infrared radiation
特化 Specialization	253	テトラクロロエチレン Tetrachloroethylene	その他 Other	02	著しい騒音を発生する屋内作業場などにおける騒音作業 Work involving exposure to noise (e.g. work indoors under extremely noisy conditions)
特化 Specialization	254	トリクロロエチレン Trichloroethylene	その他 Other	16	超音波溶接機を取り扱う業務 Work involving handling of ultrasonic welding equipment
特化 Specialization	255	メチルイソブチルケトン Methyl isobutyl ketone	その他 Other	20	キーパンチキーの業務 Work with keypunch equipment
特化 Specialization	256	ナフthalene Naphthalene	その他 Other	23	チェーンソー使用による身体に著しい振動を与える業務 Work involving the use of chainsaws equipment subjecting the human body to strong vibration
特化 Specialization	257	リフラクトリーセラミックファイバー Refractory ceramic fibers	その他 Other	24	チェーンソー以外の振動工具の取扱いの業務 Work involving handling of vibrating equipment other than chain saws
特化 Specialization	258	ortho-Toluidine ortho-Toluidine	その他 Other	25	重荷物取扱作業、介護作業等腰部に著しい負担の作業 Work involving application of heavy loads to the back (e.g. handling of heavy items, nursing)
特化 Specialization	259	ジメチル-2,2-ジクロロエチル Phosphoric acid dimethyl 2,2-dichloroethyl			
特化 Specialization	260	溶接ヒューム Welding fume			
高気圧 High air	10	高圧室内業務 Work inside high-pressure chambers			
高気圧 High air	20	潜水業務 Diving work			
四アルキル Tetraalkyl	01	四アルキル鉛を製造する業務 Work in manufacture of tetraalkyl lead			
四アルキル Tetraalkyl	02	四アルキル鉛をガソリンに混入する業務 Work involving admixture of tetraalkyl lead to gasoline			
四アルキル Tetraalkyl	03	前2号に掲げる業務に用いる機械の業務 Work involving use of machinery employed in 2. above			
四アルキル Tetraalkyl	04	四アルキル鉛に汚染されているタンクの内部の業務 Work involving tanks contaminated with tetraalkyl lead			
四アルキル Tetraalkyl	05	四アルキル鉛等を含む残渣の取り扱い業務 Work involving handling of residual materials containing tetraalkyl lead			
四アルキル Tetraalkyl	06	四アルキル鉛が入っているドラム缶を取り扱う業務 Work involving cleaning of drums containing tetraalkyl lead			
四アルキル Tetraalkyl	07	四アルキル鉛を用いて研究を行う業務 Work in research using tetraalkyl lead			
四アルキル Tetraalkyl	08	四アルキル鉛の汚染を除去する業務 Work involving removal of tetraalkyl lead contamination			
歯科 Dentistry	1	塩酸 Hydrochloric acid			
歯科 Dentistry	2	硝酸 Nitric acid			
歯科 Dentistry	3	硫酸 Sulfuric acid			

2021年3月改定

※背景が「グレー」になっている業務を過去に取扱っていた場合は、特殊健康診断の対象となります。  
Those who in the past have been involved with items in the gray cells will be subject to special medical examinations.

## 放射線業務従事者特殊健康診断問診票

問診票（職員）

フリガナ		記入年月日	年 月 日
氏名		職員番号	
性別		生年月日	
所属			

★従事者記入欄：太枠内の項目を従事者自身が記入してください。（上記の記入年月日も記入してください。）

<p><b>A</b> 対象者区分：該当区分にチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 継続従事者</p> <p>私は以前から本学で放射線業務従事登録をしており、学内または学外で従事しています。 →本学で従事歴がなく、本学以外で従事歴がある人は「C」へ。 ※ 以下の（1）～（3）に回答してください。 回答後は、指定日までに所属の事務担当者へ提出してください。</p> <p><b>(1) 定期健康診断（又は人間ドック）受診状況：</b> <input type="checkbox"/> 受診（直近の受診年月： 年 月） <input type="checkbox"/> 未受診</p> <p><b>(2) 業務内容調査：</b> 該当区分にチェック、または必要事項を記入してください</p> <p>① 業務内容変更：当該年度の業務予定は、前年度と比較して変更がありますか？ <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり</p> <p>② 業務内容 <input type="checkbox"/> 非密封R1の取扱い <input type="checkbox"/> 密封R1の取扱い <input type="checkbox"/> 放射光施設の利用 <input type="checkbox"/> 加速器施設（放射光施設以外）の利用 <input type="checkbox"/> エックス線装置の取扱い <input type="checkbox"/> 核燃料物質の取扱い <input type="checkbox"/> 管理区域への立ち入り <input type="checkbox"/> その他（具体的に：）</p> <p>③ 業務場所 <input type="checkbox"/> 所属部局内 <input type="checkbox"/> 大学内（具体的に：） <input type="checkbox"/> 他の事業所（具体的に：）</p> <p>④ 業務期間 はじめて放射線業務に従事した時 年 月 ～ 本年度 月</p> <p><b>(3) 自覚症状調査：</b> 放射線業務に関連して、身体に関して心配ごとがありましたら記入してください。 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（具体的に：）</p>	<p><b>C</b> 以下の①～③のいずれかに該当する場合は、特殊健康診断を受診する必要があります。（省略判定不可）</p> <p>① <input type="checkbox"/> RI資格追加取得予定者 本学で3種(X線)資格があり、RI資格を追加取得する予定の者 ※ 以下の（1）（2）に回答し、指定日までに所属の事務担当者へ提出し、指定された日時に特殊健康診断を受検してください。</p> <p>② <input type="checkbox"/> 本学では新規従事だが、学外で従事歴がある者 ※ 以下の（1）（2）に回答し、学外従事時の被ばく記録を添えて、指定日までに所属の事務担当者へ提出してください。</p> <p>③ <input type="checkbox"/> 本学で以前従事していたが、5年以上従事がなく再度従事する者 ※ 以下の（1）（2）に回答し、指定日までに所属の事務担当者へ提出し、指定された日時に特殊健康診断を受検してください。 「特定有害業務等従事状況確認票」の提出がまだの場合は、届出が必要です。</p> <p>④ <input type="checkbox"/> 本学で以前従事していたが、5年以上従事がなく今年度も従事する予定がない者 ● 主任者の判断によっては、総務部人事労務課で従事登録を削除します（※1）</p> <p><b>(1) 定期健康診断（又は人間ドック）受診状況：</b> <input type="checkbox"/> 受診（直近の受診年月： 年 月） <input type="checkbox"/> 未受診</p> <p><b>(2) 今までの放射線業務について記入してください：</b> 作業場所・作業内容（） 作業期間（） 放射線障害の有無 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（具体的に：） 自覚症状の有無 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（具体的に：） ※事務担当者へ：この太枠内に該当する場合は、主任者記入を経てから、総務部人事労務課へ提出し、医師の判定を受けること。</p>
<p><b>B</b> <input type="checkbox"/> 新規従事者</p> <p>私は初めて放射線業務に従事予定で、被ばく歴はありません。 ※ 右の（1）に回答してください。 指定日までに所属の事務担当者へ提出し、指定された日時に特殊健康診断を受検してください。（特殊健診の案内通知が後日送付されます）</p>	<p><b>(1) 定期健康診断（又は人間ドック）受診状況：</b> <input type="checkbox"/> 受診（直近の受診年月： 年 月） <input type="checkbox"/> 未受診</p>

★主任者記入欄：以下の項目は放射線取扱主任者が記入します。（新規従事者については記入を要しない。）

&lt;被ばく歴調査、被ばく量予測&gt;

過去の被ばく歴： <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	前年度の実効線量： <input type="checkbox"/> 5mSv以下 <input type="checkbox"/> mSv <input type="checkbox"/> 従事していない			
前回の特殊健康診断後に受けた線量	実効線量	等価線量		
	<input type="checkbox"/> 検出限界未満 <input type="checkbox"/> mSv	<input type="checkbox"/> 検出限界未満 <input type="checkbox"/> mSv	<input type="checkbox"/> 検出限界未満 <input type="checkbox"/> mSv	<input type="checkbox"/> 検出限界未満 <input type="checkbox"/> mSv
	<input type="checkbox"/> 前回の特殊健康診断以降、従事していない		<input type="checkbox"/> 5年以上従事していない（※1）	
被ばく歴がある場合記入	被ばく歴の調査及びその評価（作業の場所、内容及び期間、線量、放射線障害の有無、その他放射線による被ばくに関する事項）			
当該年度の被ばく予測： 実効線量が5mSvを超えるおそれが <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある				
上記のとおりであることを認めます。 令和 年 月 日 放射線取扱主任者 _____ 印				

（※1）5年以上従事していない場合は、総務部人事労務課で従事登録を削除します。 → 削除しました 

★保健管理室長記入欄：以下の項目は保健管理室長が記入します。

&lt;健康診断の結果及びそれに基づいて講じた措置&gt;

問診項目の結果より、今回の特殊健康診断については以下のように判定する。			
<input type="checkbox"/> 血液検査	<input type="checkbox"/> 必要である	<input type="checkbox"/> 必要でない	
<input type="checkbox"/> 皮膚検査	<input type="checkbox"/> 必要である	<input type="checkbox"/> 必要でない	
<input type="checkbox"/> 眼の検査	<input type="checkbox"/> 必要である	<input type="checkbox"/> 必要でない	
※ 検査が必要であると判断された者に関しては、後日検査通知書を送付します。			
令和 年 月 日 保健管理室長 _____ 印			

放射線業務従事者は安衛則第45条により、特定業務従事者にも該当するため、上記の検査以外にも定期健康診断を受診することが定められています。検査時期になりましたら通知しますので、必ず受診してください。



**\* Supervisor's Entry Fields:**

The Radiation Protection Supervisor shall fill out the field below. (Not required for the New Workers.)

<Radiation exposure history and estimated amount of radiation exposure>

Past radiation exposure history : <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Yes		Effective dose in the last academic year : <input type="checkbox"/> 5mSv or less <input type="checkbox"/> mSv <input type="checkbox"/> Not engaged in radiation-related work		
Dose received since last Special Medical Examination	Effective dose	Equivalent dose		
	<input type="checkbox"/> Below detection limit <input type="checkbox"/> mSv	Eye lens <input type="checkbox"/> Below detection limit <input type="checkbox"/> mSv	Skin <input type="checkbox"/> Below detection limit <input type="checkbox"/> mSv	Female abdomen <input type="checkbox"/> Below detection limit <input type="checkbox"/> mSv
	<input type="checkbox"/> Not engaged in radiation-related work since last Special Medical Examination		<input type="checkbox"/> Not engaged in radiation-related work for at least 5 years (※1)	
Enter radiation exposure history, if any	Answers and evaluation on their radiation exposure history (work location, content, period, dose, whether there is radiation damage, and other issues resulting from radiation exposure)			
Expected radiation exposure in this academic year: Is it expected that effective dose will surpass 5mSv? <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Yes				
I hereby certify that the information above is correct. Year    Month    Day    Radiation Protection Supervisor _____ Seal				

(※1) If a worker has not engaged in radiation-related work for at least 5 years, the Personnel Affairs & Labor Division, General Affairs Department will delete that person's radiation-related work registration.  
→ Registration has been deleted

**\* Health Administration Office Manager Entry Fields:**

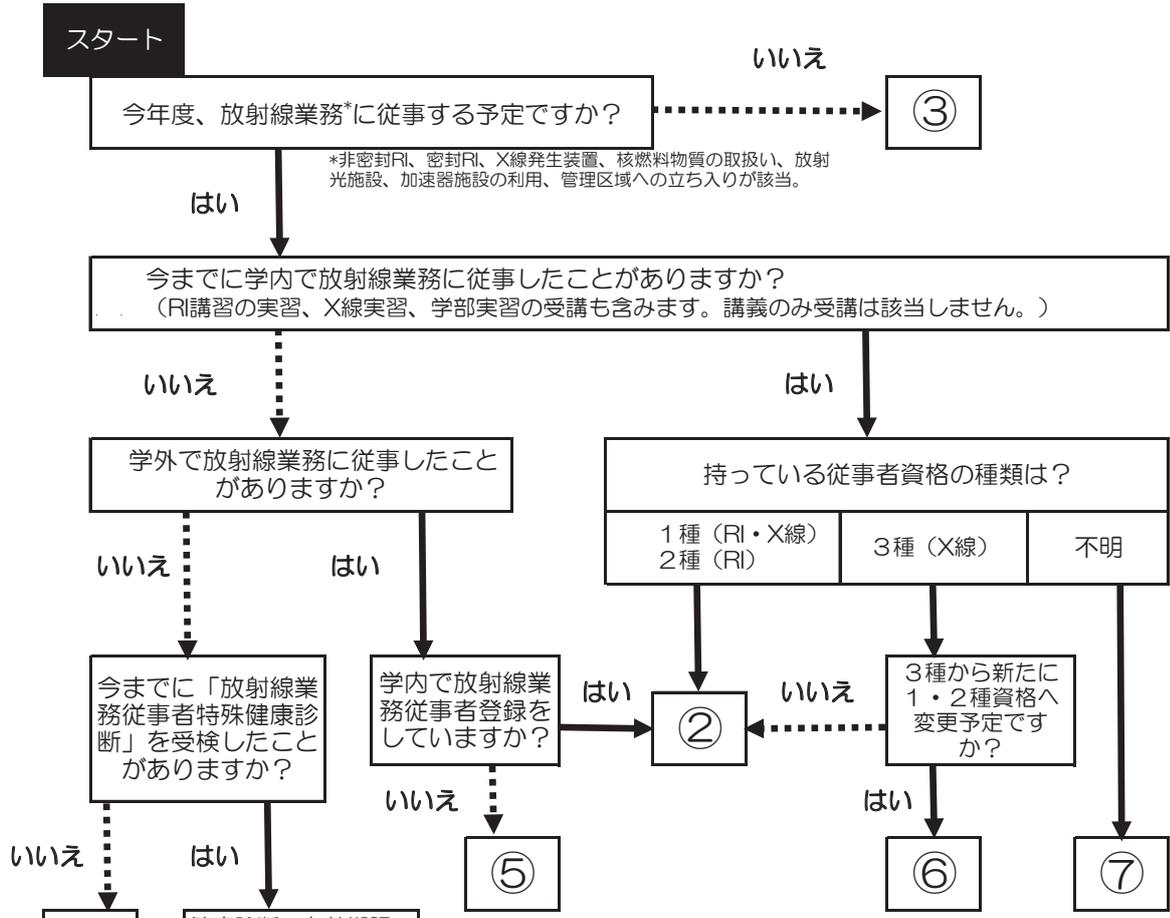
the Health Administration Office Manager shall fill out the field below.

<Examination results as well as measures to be taken based on results>

Based on the Special Medical Examination results, the following additional examinations are required.				
• Blood test	<input type="checkbox"/> Necessary	<input type="checkbox"/> Not Necessary		
• Skin test	<input type="checkbox"/> Necessary	<input type="checkbox"/> Not Necessary		
• Eye examination	<input type="checkbox"/> Necessary	<input type="checkbox"/> Not Necessary		
*Notification will be sent at a later date to persons who need to undergo additional examinations.				
Year    Month    Day	Manager of the Health Administration Office _____			Seal

**Radiation-Related Workers are considered Workers Engaged in Specified Work under Article 45 of the Industrial Safety and Health Act and are required to receive Regular Medical Examinations in addition to Special Medical Examinations. Notification will be sent before the examination period, so please make sure to undergo the Regular Medical Examination as well.**

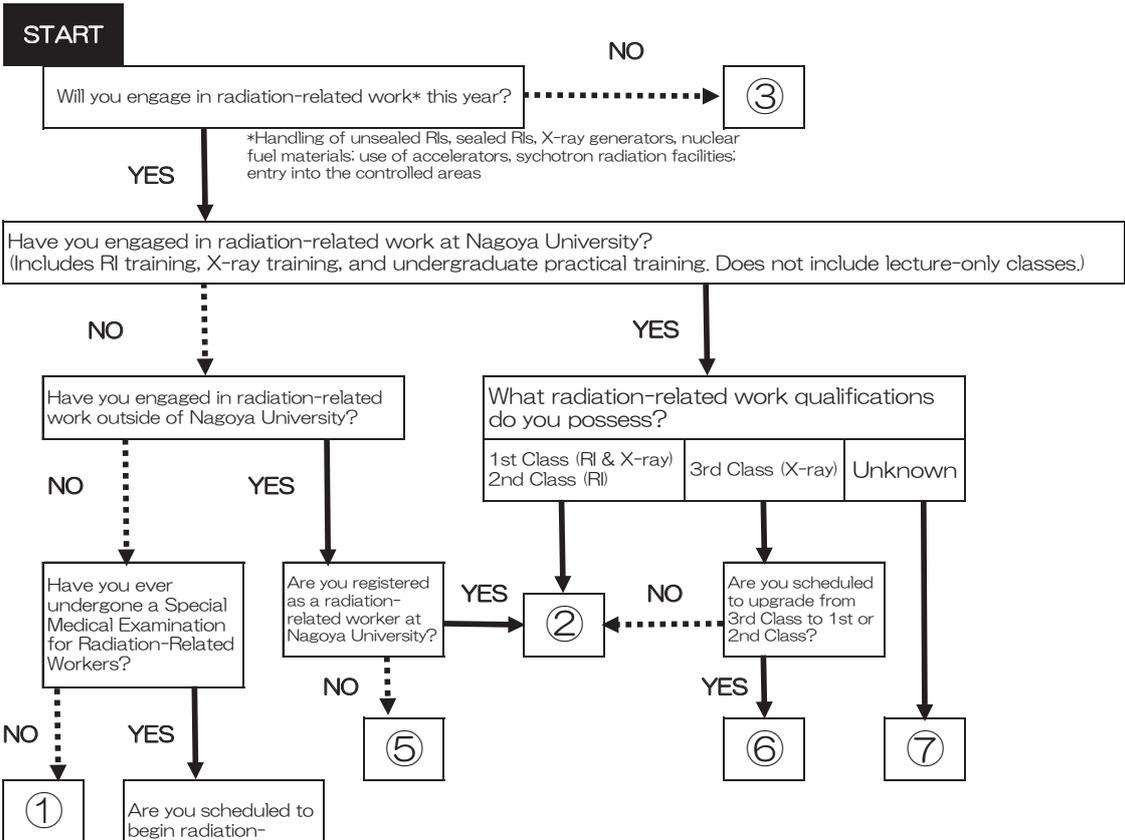
**放射線業務従事者特殊健康診断問診票（問診票）**  
記入フローチャート（職員）



\*非密封RI、密封RI、X線発生装置、核燃料物質の取扱い、放射光施設、加速器施設の利用、管理区域への立ち入りが該当。

①	問診票の「B：新規従事者」欄に記入し、指定の日時に特殊健康診断を受検してください。
②	問診票の「A：継続従事者」欄に記入し、指定日までに所属の事務担当者に提出してください。
③	受検不要です。 所属の事務担当者を通して総務部人事労務課で従事者登録の削除を依頼してください。 なお、5年以上従事がない者で従事登録の削除依頼がない場合は、総務部人事労務課で従事者登録を削除します。
④	健康診断の有効期限（6カ月）以内に従事を開始してください。 従事後、問診票の「A：継続従事者」欄に記入し、所属の事務担当者に提出してください。（事務担当者は、主任者記入を経てから、問診票を総務部人事労務課へ提出し、医師の判定を受けてください。）
⑤	問診票の「C：本学では新規従事だが、学外で従事歴がある者」欄に記入し、学外で従事をしたときの被ばく記録を添えて、所属の事務担当者に提出してください。（事務担当者は、主任者記入を経てから、問診票を総務部人事労務課へ提出し、医師の判定を受けてください。）
⑥	問診票の「C：RI資格追加取得予定者」に記入し、所属の事務担当者に提出してください。（事務担当者は、主任者記入を経てから、問診票を総務部人事労務課へ提出し、医師の判定を受けてください。）
⑦	所属部局の担当者、またはアイソトープ総合センター放射線安全管理室にご相談ください。

**Special Medical Examination Questionnaire for Radiation-Related Workers (Questionnaire)**  
**Questionnaire Entry Flowchart (Employee)**



①	Please fill out Section B: "New Workers" on the Questionnaire and undergo the Special Medical Examination on the designated date and time.
②	Please fill out Section A: "Continuing Workers" on the Questionnaire and submit it to the administrative staff of your department by the designated date.
③	You do not need to take the Special Medical Examination. Please ask your department to contact the Personnel Affairs & Labor Division, General Affairs Department and request that they delete your Radiation-Related Worker Registration. Please note that if a worker has not engaged in radiation-related work for at least 5 years and no request for deletion is made, the Personnel Affairs & Labor Division, General Affairs Department will delete that person's radiation-related worker registration.
④	Please begin radiation-related work during the validity period of your medical examination (within 6 months). After beginning radiation-related work, please fill out Section A: "Continuing Workers" on the Questionnaire and submit it to the administrative staff of your department. (Administrative staff: After completing the Supervisor's Entry Field, please submit the questionnaire to the Personnel Affairs & Labor Division, General Affairs Department and seek medical advice.)
⑤	Please fill out Section C: "I am new to radiation-related work at Nagoya University, but I have engaged in this work outside of the University" on the Questionnaire and submit it to the administrative staff of your department along with your radiation exposure log from your previous radiation-related work outside of the University. (Administrative staff: After completing the Supervisor's Entry Field, please submit the questionnaire to the Personnel Affairs & Labor Division, General Affairs Department and seek medical advice.)
⑥	Please fill out Section C: "I am scheduled to obtain RI Qualification in addition" on the Questionnaire and submit it to the administrative staff of your department. (Administrative staff: After completing the Supervisor's Entry Field, please submit the questionnaire to the Personnel Affairs & Labor Division, General Affairs Department and seek medical advice.)
⑦	Please contact the administrative staff of your department or the Radiation Safety Office, Radioisotope Research Center.

## 7. 作業環境測定

非密封線源を用いる事業所においては、作業環境測定(空气中放射能濃度測定)が必要となる。名古屋大学では、アイソトープ総合センターが一元管理し測定業務を毎月実施する(業務委託)。第一種作業環境測定士(下表1)は、①各事業所の主任者との連絡調整、②実験室の配置、使用核種の確認(各事業所の主任者が提供)、③実験室ごとの測定法の決定、④サンプリング・測定担当者(業者)への指示、⑤報告書作成を担当する。

(問い合わせ先：アイソトープ総合センター放射線安全管理室)

表1 作業環境測定対象施設と第一種作業環境測定士

令和6年3月31日現在

該当施設	第一種作業環境測定士
アイソトープ総合センター	近藤 真理
工学部(含6号館内核燃料使用室)	柴田 理尋
核燃料管理施設	杉田 亮平
アイソトープ総合センター分館	中村 嘉行
医学部附属病院	中村 嘉行
医学部保健学科	小島 康明

表2 作業環境測定(空气中放射能濃度)の方法

性状	放射性粉塵			放射性気体	
サンプリング装置	ダストサンプラ(DSM-55:Aloka)			<sup>3</sup> H/ <sup>14</sup> C 捕集装置(HCM-101:Aloka)	
捕集対象	全β	全γ	全α	<sup>125</sup> I, <sup>131</sup> I	<sup>3</sup> H, <sup>14</sup> C
対象室	全使用室対象		対象室のみ	対象室のみ	対象室のみ
捕集方法	濾過			吸着	<sup>3</sup> H:冷却凝縮(U字管式コールドトラップ) <sup>14</sup> C:溶解(バブラー)
捕集剤・材	ダストモニター用濾紙(HE-40T)			活性炭濾紙(CP-20)	<sup>3</sup> H:冷却U字管内壁に空气中水分を凝縮 <sup>14</sup> C:2-アミノエタノール(3ml)
捕集流量	25L/分			1L/分	
捕集時間	30分				
測定器	液体シンチレーションカウンタ	NaIシンチレーションカウンタ	ガスフローカウンタ	NaIシンチレーションカウンタ	液体シンチレーションカウンタ

## 8. アイソトープの譲渡・譲受

学部間あるいは他の大学等との間で、アイソトープの譲渡・譲受が行われる場合がある。薬品会社等からの譲渡（サンプル出荷）も譲渡・譲受である。譲渡・譲受を行おうとする場合は、事前に双方の事業所の放射線取扱主任者の承認を得なければならない。

以下に譲渡・譲受の手続きと必要書類の書式例を示す。

### (1) 手続の一例

- ① 譲渡する事業所→譲受する事業所：譲渡許可を申請
    - ・「放射性同位元素譲渡許可申請書」に必要事項を記入する。
    - ・放射線取扱主任者の署名、押印を受け、譲受する事業所に提出する。
  - ② 譲受する事業所→譲渡する事業所：譲渡の許可・不許可を通知
    - ・核種・数量等が許可の範囲内であるか否かを審査する。
    - ・「放射性同位元素譲受許可通知書」に許可あるいは不許可の旨を記入し、譲渡する事業所に通知する。

（譲渡が許可になった後）
  - ③ 譲渡する事業所→譲受する事業所：譲渡書の送付、アイソトープの運搬
    - ・アイソトープの運搬以前若しくは同時に、「放射性同位元素譲渡書」を譲受する事業所に提出する。
    - ・適切な方法でアイソトープを運搬する。
    - ・運搬記録を作成する。
  - ④ 譲受した事業所→譲渡した事業所：アイソトープ受取確認、譲受書の送付
    - ・アイソトープの受取を確認する。
    - ・アイソトープ譲受記録を作成する。
    - ・「放射性同位元素譲受書」に必要事項を記入し、譲渡元に送付する。
- ※ただし、①②の文書は双方の事業所が省略を了解すれば省くこともある。

### (2) 記録の取扱い

譲渡書、譲受書、運搬記録は、年度ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保管する。

### 参考文献

- 1) 放射線障害防止中央協議会編：「記帳・記録の手引－放射性同位元素等使用事業所のために－」，放射線障害防止中央協議会（2003）

放射性同位元素譲渡許可申請書 (例)

譲受する側の  
事業所

20XX年8月6日

事業所：〇〇大学 理学部 許可番号 使第\*\*\*号  
放射線取扱主任者：

〇〇大学 理学部 准教授 △山 △彦 殿

譲渡する側の  
事業所

事業所：□□大学 医学部 許可番号 使第+++号  
放射線取扱主任者：

□□大学 医学部 講師 △田 △朗 ㊟

下記の放射性同位元素を、20XX年8月10日、譲渡したいので申請します。

記

譲渡者	所属 氏名	□□大学 医学部 第3研究室 △岡 △子 ㊟
譲受者	所属 氏名	〇〇大学 理学部 第1講座 △沢 △雄
核種及び 化学形態	<sup>59</sup> Fe FeCl <sub>3</sub>	核種及び 化学形態
数量	370MBq × 2個 計 740MBq	数量
備考	譲渡する放射性同位元素は、20XX年8月5日に入荷したもので、これを5mlの等張液で希釈し、370MBqずつ2本の新しいバイアルに分注し、アルミキャップで密栓して吸収剤を詰めた缶詰にし、引渡します。	

放射性同位元素譲受許可通知書 (例)

20XX年8月7日

事業所：□□大学 医学部 許可番号 使第+++号  
放射線取扱主任者：

□□大学 医学部 講師 △田 △朗 殿

譲受する側の  
事業所

事業所：〇〇大学 理学部 許可番号 使第\*\*\*号  
放射線取扱主任者：

〇〇大学 理学部 准教授 △山 △彦 ㊟

20XX年8月6日付にて申請のあった下記の放射性同位元素の譲受については、〔許可〕に  
なりましたので、通知します。

記

譲渡者	所属 氏名	□□大学 医学部 第3研究室 △岡 △子
譲受者	所属 氏名	〇〇大学 理学部 第1講座 △沢 △雄
核種及び 化学形態	<sup>59</sup> Fe FeCl <sub>3</sub>	核種及び 化学形態
数量	370MBq × 2個 計 740MBq	数量
備考	当研究室の <sup>59</sup> Fe使用実験室での1日最大使用数量は、500MBqであるため、370MBqに小分けしたバイアル2本にて譲り受けます。	

放射性同位元素譲渡書 (例)

譲受する側の  
事業所

20XX年8月10日

事業所：〇〇大学 理学部 許可番号 使第\*\*\*号  
放射線取扱主任者：

〇〇大学 理学部 准教授 △山 △彦 殿

譲渡する側の  
事業所

事業所：□□大学 医学部 許可番号 使第+++号  
放射線取扱主任者：

□□大学 医学部 講師 △田 △朗 ㊦

下記の放射性同位元素を、20XX年8月10日、譲渡致しましたので通知します。

記

譲渡者	所属	□□大学 医学部 第3研究室	
	氏名	△岡 △子 ㊦	
譲受者	所属	〇〇大学 理学部 第1講座	
	氏名	△沢 △雄	
核種及び 化学形等	<sup>59</sup> Fe FeCl <sub>3</sub>	核種及び 化学形等	
数 量	370MBq × 2個 計 740MBq	数 量	
備 考	譲渡する放射性同位元素は、20XX年8月5日に入荷したもので、これを5mlの等張液で希釈し、370MBqずつ2本の新しいバイアルに分注し、アルミキャップで密栓して吸収剤を詰めた缶詰にし、引渡しました。		

放射性同位元素譲受書 (例)

20XX年8月□日

事業所：□□大学 医学部 許可番号 使第+++号  
放射線取扱主任者：

□□大学 医学部 講師 △田 △朗 殿

譲受する側の  
事業所

事業所：〇〇大学 理学部 許可番号 使第\*\*\*号  
放射線取扱主任者：

〇〇大学 理学部 准教授 △山 △彦 ㊦

下記の放射性同位元素を、20XX年8月□日、譲受致しましたので通知します。

記

譲渡者	所属	□□大学 医学部 第3研究室	
	氏名	△岡 △子	
譲受者	所属	〇〇大学 理学部 第1講座	
	氏名	△沢 △雄 ㊦	
核種及び 化学形等	<sup>59</sup> Fe FeCl <sub>3</sub>	核種及び 化学形等	
数 量	370MBq × 2個 計 740MBq	数 量	
備 考	当研究室の <sup>59</sup> Fe使用実験室での1日最大使用数量は、500MBqであるため、370MBqに小分けしたバイアル2本を譲り受けました。		

## 9. 放射性廃棄物

アイソトープによって汚染された廃棄物は、厳密に分類し、所定の方法で処理する。

本学では分類した放射性廃棄物を日本アイソトープ協会（RI協会）に引き渡して廃棄している。

以下にRI協会が定める分類、収納基準等を掲載する。濃度制限等があるので注意する。

### 【RI協会HP「RI廃棄物の集荷について」から引用】

#### ○主なRI廃棄物の分類

主なRI廃棄物の分類を下表に示します。法令ごと（RI法，医療法等）で分類が異なります。

また、特定の核種（RI法では $^{36}\text{Cl}$ ， $^{90}\text{Sr}$ ， $^{99}\text{Tc}$ ， $^{129}\text{I}$ ，医療法等では $^{89}\text{Sr}$ ， $^{90}\text{Y}$ ， $^{223}\text{Ra}$ ）では分別収納も案内されています。分類作業時には、最新の詳細情報をRI協会のHPで確認してください。

	分類	外装	容量(ℓ)	主な物品名
固体 廃棄物	可燃物	ドラム缶	50	紙類，布類，木片，敷きわら（糞尿が付着していないもの）
	難燃物	ドラム缶	50	プラスチックチューブ，ポリバイアル，ポリシート，ゴム手袋，発泡スチロール
	不燃物	ドラム缶	50	ガラスバイアル，ガラス器具，注射針，翼状針，塩化ビニル製品，シリコンチューブ，陶器，アルミ箔，テフロン製品
	非圧縮性不燃物	ドラム缶	50	土壌，金属塊，鉄骨，パイプ，コンクリート片，鋳物，多量のベータプレート，多量のTLCプレート，多量の活性炭
	動物	ドラム缶	50	乾燥後の動物，敷きわら・床敷き（糞尿が付着しているもの）
	焼却型フィルタ	ポリシート及び段ボール箱	…	ヘパフィルタ，プレフィルタ（*）
	通常型フィルタ	ポリシート及び段ボール箱	…	ヘパフィルタ，プレフィルタ（*）
	焼却型チャコールフィルタ	ポリシート及び段ボール箱	…	チャコールフィルタ（*）
	通常型チャコールフィルタ	ポリシート・段ボール箱及び木箱	…	チャコールフィルタ（*）
	焼却型炭素繊維フィルタ	ポリシート及び段ボール箱	…	チャコールフィルタ（*）
液体 廃棄物	無機液体	ドラム缶	25	無機液体
	有機液体	ドラム缶	25	液体シンチレータ廃液 （注）液体シンチレータ廃液以外の有機液体は集荷対象外

\*フィルタ本体に貼付されたラベルの有無・種類により，焼却型，通常型，焼却型炭素繊維フィルタに分類されます。

○ RI 廃棄物の収納制限値

RI 廃棄物は、容器当たり（フィルタは梱包当たり）、放射能及び1cm線量当量率等について収納制限値が設けられています。

	固体廃棄物	液体廃棄物		
		無機液体	有機液体	
放射能	$^3\text{H}$ , $^{14}\text{C}$ , $^{125}\text{I}$ , $^{131}\text{I}$	$\leq 40\text{MBq}$	$\leq 2\text{kBq/mL}$	$\leq 2\text{kBq/mL}$
	その他の核種	$\leq 400\text{MBq}$	$\leq 20\text{kBq/mL}$	$\leq 2\text{kBq/mL}$
1cm線量当量率	容器表面	$\leq 5\mu\text{Sv/h}$		
	フィルタ梱包表面	$\leq 5\mu\text{Sv/h}$	—	—
水素イオン指数	—	2～12	4～10	
重量（可燃物，難燃物，動物）	$\leq 22\text{kg}$	—	—	

固体廃棄物及び無機液体は、制限値を超える場合も、放射能については10倍以下まで、1cm線量当量率については100倍以下までは割増料金を支払うことにより集荷可能です。

○ 引き渡せないもの（「RI 廃棄物の廃棄委託規約」第5条より）

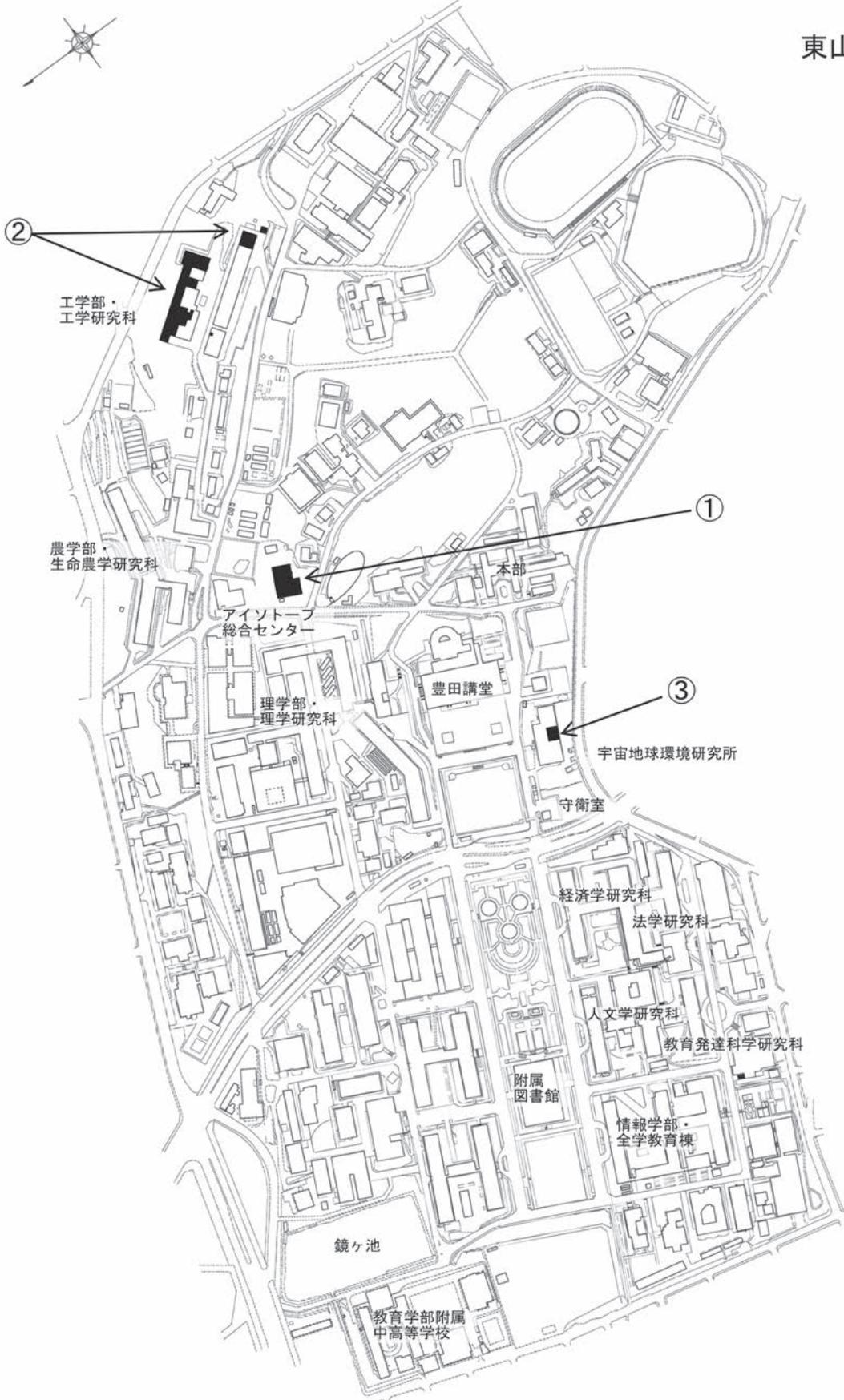
- ① 揮発油，アルコール，二硫化炭素等の可燃性液体
- ② 爆発物及び自然発火するおそれのある物
- ③ 腐敗した物及び腐敗のおそれのある物
- ④ 多量の気体を発生するおそれのある物
- ⑤  $^3\text{H}$  ガス， $^{85}\text{Kr}$  ガス等の気体状の放射性同位元素
- ⑥ 人体からの排泄物，臓器，組織等，血液，血清及び病原体の付着した物
- ⑦ 以下の核種を除くアルファ線を放出する放射性同位元素を含む物  
 $^{223}\text{Ra}$
- ⑧ 液体シンチレータ廃液以外の有機液体，機械オイル等
- ⑨ 劇毒物，ダイオキシン類，有害物質等
- ⑩ 破碎，圧縮，焼却，乾溜，熔融等の減容処理等を行った物
- ⑪ 十分に乾燥されていない物及び液体の残ったバイアル等
- ⑫ 密封線源
- ⑬ 核種，放射能が不明の物
- ⑭ その他，法令により禁止されている物



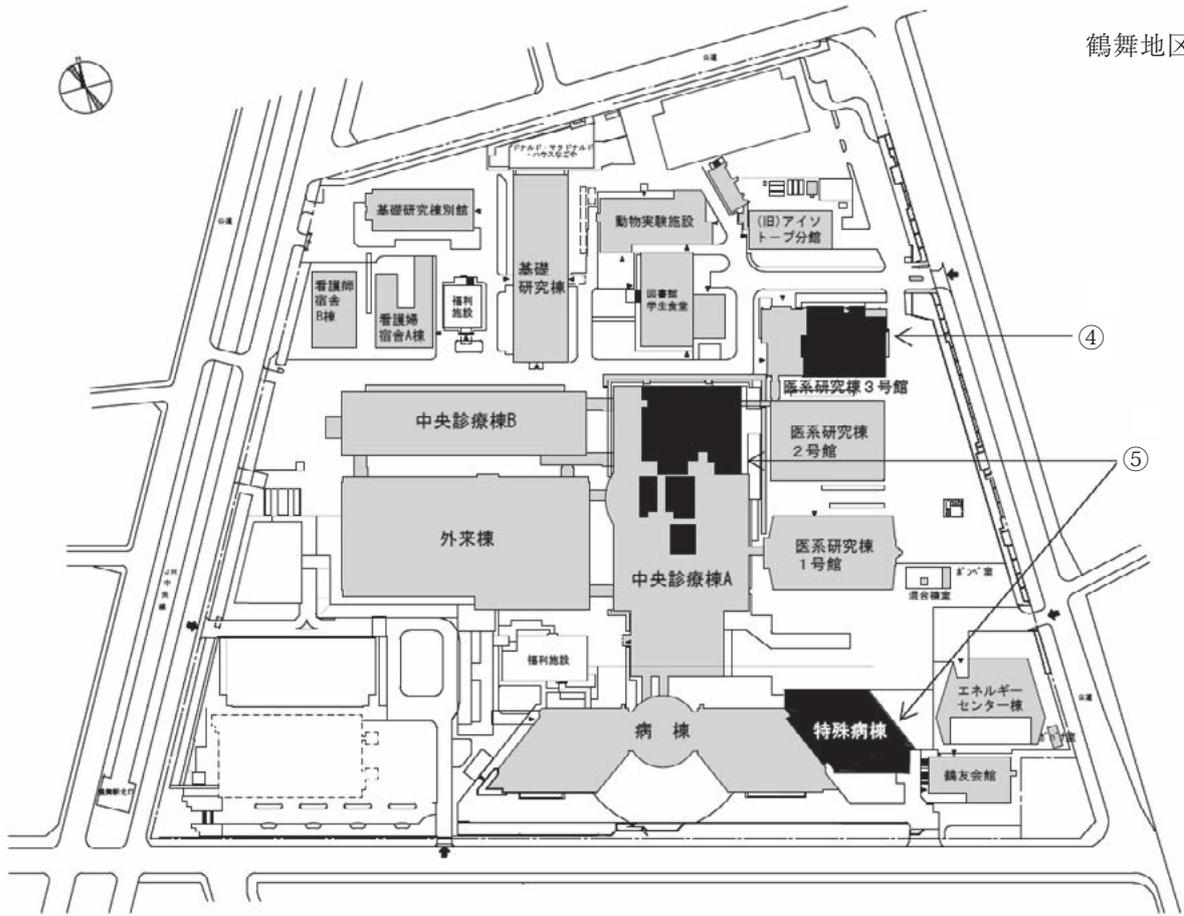
## 11. 放射線使用施設等（事業所）の連絡先と配置図 及び主任者等一覧

連 絡 先	TEL	地図上番号 (黒塗り部分は管理区域)
(東山地区)		
アイソトープ総合センター 放射線安全管理室	〈052〉 789 - 2565	①
工学部・工学研究科 放射線安全管理室	〈052〉 789 - 5556	②
宇宙地球環境研究所 放射線安全管理室	〈052〉 789 - 3093	③
(鶴舞地区)		
医学部（アイソトープ総合センター分館）放射線安全管理室	〈052〉 744 - 2409	④
医学部附属病院 医療技術部放射線部門	〈052〉 744 - 2528	⑤
(大幸地区)		
医学部（大幸地区）放射線管理室	〈052〉 719 - 3161	⑥

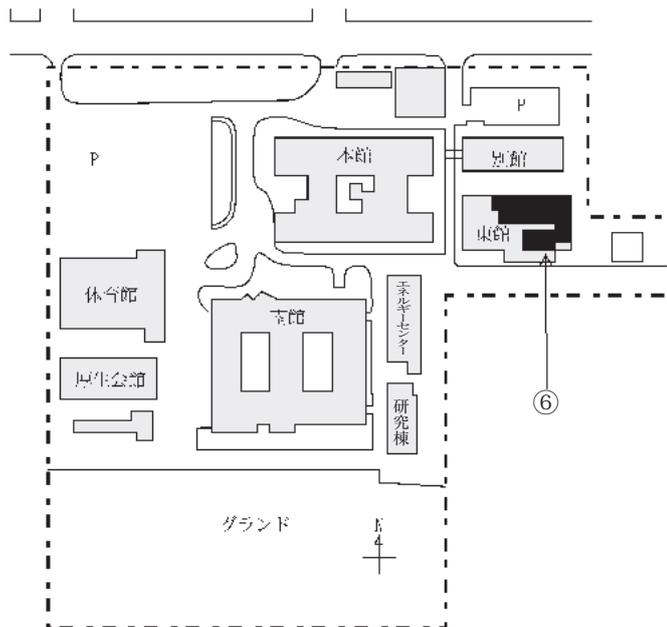
東山地区



鶴舞地区



大幸地区



## 放射線取扱主任者等一覧

## ○ 放射線取扱主任者

(令和6年3月31日現在)

放射線使用施設等の名称	職 名	氏 名
医学部・医学系研究科(アイソトープ総合センター分館)	准 教 授	加 茂 前 健
〃	助 手	中 村 嘉 行
医学部・医学系研究科(大幸地区RI実験室)	教 授	古 川 高 子
〃	准 教 授	小 山 修 司
〃	助 教	菅 博 人
医 学 部 附 属 病 院	教 授	長 縄 慎 二
〃	診療放射線技師長	阿 部 真 治
〃	副診療放射線技師長	森 政 樹
〃	主任診療放射線技師	奥 平 訓 康
〃	主任診療放射線技師	水 野 晃 代
〃	診療放射線技師	櫻 木 庸 博
〃	診療放射線技師	藤 田 尚 利
〃	技術補佐員	亀 山 裕 司
工 学 部 ・ 工 学 研 究 科	教 授	山 澤 弘 実
〃	教 授	吉 橋 幸 子
〃	主 任 技 師	橋 本 明 宏
宇 宙 地 球 環 境 研 究 所	主 任 技 師	池 田 晃 子
ア イ ソ ト ー プ 総 合 セ ン タ ー	教 授	柴 田 理 尋
〃	准 教 授	小 島 康 明
〃	講 師	杉 田 亮 平
〃	技 師	近 藤 真 理

※上記は変更になっている場合があります。最新の主任者については各部局にお問い合わせください。

## ○ 安全管理責任者（表示付認証機器）

（令和6年3月31日現在）

放射線使用施設等の名称	職 名	氏 名
理 学 部 ・ 理 学 研 究 科	准 教 授	北 口 雅 暁
農 学 部 ・ 生 命 農 学 研 究 科	准 教 授	渡 邊 健 史
工 学 部 ・ 工 学 研 究 科	教 授	山 澤 弘 実
宇 宙 地 球 環 境 研 究 所	教 授	持 田 陸 宏
ア イ ソ ト ー プ 総 合 セ ン タ ー	教 授	柴 田 理 尋

## ○ エックス線取扱主任者

（令和6年3月31日現在）

放射線使用施設等の名称	職 名	氏 名
情 報 学 部 ・ 情 報 学 研 究 科	教 授	森 健 策
理 学 部 ・ 理 学 研 究 科	教 授	唯 美 津 木
医学部・医学系研究科（アイソトープ総合センター分館）	助 手	中 村 嘉 行
医学部・医学系研究科（大幸地区 X 線実験室）	講 師	藤 井 啓 輔
医 学 部 附 属 病 院	教 授	長 縄 慎 二
工 学 部 ・ 工 学 研 究 科	教 授	山 田 智 明
農 学 部 ・ 生 命 農 学 研 究 科	技 師	杉 本 和 弘
環 境 学 研 究 科	教 授	杉 谷 健 一 郎
創 薬 科 学 研 究 科	教 授	山 本 芳 彦
トランスフォーマティブ生命分子研究所	教 授	山 口 茂 弘
環 境 医 学 研 究 所	助 教	加 納 安 彦
未 来 材 料 ・ シ ス テ ム 研 究 所	准 教 授	本 田 善 央
宇宙地球環境研究所（研究所共同館Ⅱ）	准 教 授	加 藤 丈 典
ア イ ソ ト ー プ 総 合 セ ン タ ー	教 授	柴 田 理 尋
物 質 科 学 国 際 研 究 セ ン タ ー	教 授	唯 美 津 木
博 物 館	教 授	吉 田 英 一
総合保健体育科学センター保健管理室	診 療 放 射 線 技 師	宮 田 祐 子
未 来 社 会 創 造 機 構	教 授 (所属:工学部・工学研究科)	小 橋 眞
全 学 技 術 セ ン タ ー	技 師	高 濱 謙 太 朗

※上記は変更になっている場合があります。最新の主任者については各部局にお問い合わせください。

## 12. 放射線取扱主任者が選任されていない部局の 事務が行う業務について

放射線取扱施設がなく放射線取扱主任者が選任されていない部局においては、職員については職員人事労務担当事務係が、学生については学生担当事務係あるいは従事者在籍研究室（指導教員）がそれぞれ従事者管理を行い、アイソトープ総合センターは、その指導・助言を行うものとする。

事務担当者は、以下のことを行う。

- ① 放射線業務従事者名簿の作成
- ② 健康診断結果の管理
- ③ 教育訓練受講の記録
- ④ 被ばく測定結果の管理及び記録の保管

## 付録 1. 線量限度

### 放射線業務従事者

実効線量限度	100mSv/5年 <sup>*1</sup>
女子 <sup>*3</sup>	50mSv/年 <sup>*2</sup> } ※
	5mSv/3月 <sup>*4</sup> }
妊娠中の女子	1mSv/妊娠中 <sup>*5</sup>

※実効線量の算出の結果、4月1日を始期とする1年間についての実効線量が20mSvを超えた場合は、当該1年間を含む5年間<sup>\*1</sup>の累積実効線量を当該期間について、毎年度集計し、記録する。

### 等価線量限度

(イ) 眼の水晶体	100mSv/5年 <sup>*1</sup>
	50mSv/年 <sup>*2</sup>
(ロ) 皮膚	500mSv/年 <sup>*2</sup>
(ハ) 妊娠中である女子の腹部表面	2mSv/妊娠中 <sup>*5</sup>

### 緊急作業に係る線量限度（女子<sup>\*6</sup>を除く）

(イ) 実効線量	100mSv
(ロ) 眼の水晶体の等価線量	300mSv
(ハ) 皮膚の等価線量	1Sv

\*1：平成13年4月1日以降5年ごとに区分した各期間。

\*2：4月1日を始期とする1年間。

\*3：妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を使用者等に書面で申し出た者及び妊娠中の者を除く。

\*4：4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間。

\*5：本人の申出等により使用者等が妊娠の事実を知ったときから出産までの間。

\*6：妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を使用者等に書面で申し出た者を除く。

付録 2. その他

2022年度

被ばく線量当量人数分布

部 局	区 分	合計線量 (mSv)	平均線量 (mSv)	M (人)	0.1 } 0.3 mSv (人)	0.4 } 0.9 mSv (人)	1.0 } 14.9 mSv (人)	15.0 } 49.9 mSv (人)	50.0 mSv 以上 (人)	計 (人)
情報学部・ 情報学 研究科	実効	0.0	0.00	7	0	0	0	0	0	7
	水晶体	0.0	0.00	7	0	0	0	0	0	7
	皮膚部	0.0	0.00	7	0	0	0	0	0	7
	腹部	0.0	0.00	0	0	0	0	0	0	0
理学部・ 理学研究科	実効	0.0	0.00	195	0	0	0	0	0	195
	水晶体	0.0	0.00	195	0	0	0	0	0	195
	皮膚部	0.0	0.00	195	0	0	0	0	0	195
	腹部	0.0	0.00	39	0	0	0	0	0	39
医学部・ 医学研 究科	実効	0.0	0.00	63	0	0	0	0	0	63
	水晶体	0.0	0.00	63	0	0	0	0	0	63
	皮膚部	0.0	0.00	63	0	0	0	0	0	63
	腹部	0.0	0.00	19	0	0	0	0	0	19
医学部 保健学科	実効	2.1	0.02	106	14	0	0	0	0	120
	水晶体	2.1	0.02	106	14	0	0	0	0	120
	皮膚部	2.1	0.02	106	14	0	0	0	0	120
	腹部	0.0	0.00	64	0	0	0	0	0	64
医学部 附属病院	実効	55.0	0.04	1,283	36	23	15	0	0	1,357
	水晶体	6.4	0.00	1,351	1	3	2	0	0	1,357
	皮膚部	55.0	0.04	1,283	36	23	15	0	0	1,357
	腹部	7.6	0.02	454	14	6	1	0	0	475
工学部・ 工学研究科	実効	0.0	0.00	728	0	0	0	0	0	728
	水晶体	0.0	0.00	728	0	0	0	0	0	728
	皮膚部	0.0	0.00	728	0	0	0	0	0	728
	腹部	0.0	0.00	79	0	0	0	0	0	79
農学部・ 生命農 学研究科	実効	0.0	0.00	76	0	0	0	0	0	76
	水晶体	0.0	0.00	76	0	0	0	0	0	76
	皮膚部	0.0	0.00	76	0	0	0	0	0	76
	腹部	0.0	0.00	27	0	0	0	0	0	27
環境学 研究科	実効	0.0	0.00	18	0	0	0	0	0	18
	水晶体	0.0	0.00	18	0	0	0	0	0	18
	皮膚部	0.0	0.00	18	0	0	0	0	0	18
	腹部	0.0	0.00	5	0	0	0	0	0	5
創薬科 研究科	実効	0.0	0.00	11	0	0	0	0	0	11
	水晶体	0.0	0.00	11	0	0	0	0	0	11
	皮膚部	0.0	0.00	11	0	0	0	0	0	11
	腹部	0.0	0.00	1	0	0	0	0	0	1
環境医 学研 究所	実効	0.0	0.00	6	0	0	0	0	0	6
	水晶体	0.0	0.00	6	0	0	0	0	0	6
	皮膚部	0.0	0.00	6	0	0	0	0	0	6
	腹部	0.0	0.00	2	0	0	0	0	0	2
未来材 料・ システ ム研 究所	実効	0.0	0.00	62	0	0	0	0	0	62
	水晶体	0.0	0.00	62	0	0	0	0	0	62
	皮膚部	0.0	0.00	62	0	0	0	0	0	62
	腹部	0.0	0.00	12	0	0	0	0	0	12
宇宙地 球 環境研 究所	実効	0.0	0.00	17	0	0	0	0	0	17
	水晶体	0.0	0.00	17	0	0	0	0	0	17
	皮膚部	0.0	0.00	17	0	0	0	0	0	17
	腹部	0.0	0.00	3	0	0	0	0	0	3
アイト ープ 総合セ ンター	実効	0.2	0.02	9	1	0	0	0	0	10
	水晶体	0.2	0.02	9	1	0	0	0	0	10
	皮膚部	0.2	0.02	9	1	0	0	0	0	10
	腹部	0.0	0.00	4	0	0	0	0	0	4

部 局	区 分	合計線量 (mSv)	平均線量 (mSv)	M (人)	0.1 ~ 0.3 mSv (人)	0.4 ~ 0.9 mSv (人)	1.0 ~ 14.9 mSv (人)	15.0 ~ 49.9 mSv (人)	50.0 mSv 以上 (人)	計 (人)
アイソトープ 総合センター 講習会	実効	0.0	0.00	76	0	0	0	0	0	76
	水晶体	0.0	0.00	76	0	0	0	0	0	76
	皮膚部	0.0	0.00	76	0	0	0	0	0	76
	腹部	0.0	0.00	21	0	0	0	0	0	21
総合保健 センター	実効	0.0	0.00	8	0	0	0	0	0	8
	水晶体	0.0	0.00	8	0	0	0	0	0	8
	皮膚部	0.0	0.00	8	0	0	0	0	0	8
	腹部	0.0	0.00	7	0	0	0	0	0	7
トランス フォー マティブ 生命科学 分子研究所	実効	0.0	0.00	6	0	0	0	0	0	6
	水晶体	0.0	0.00	6	0	0	0	0	0	6
	皮膚部	0.0	0.00	6	0	0	0	0	0	6
	腹部	0.0	0.00	2	0	0	0	0	0	2
物質科学 国際研究 センター	実効	0.0	0.00	1	0	0	0	0	0	1
	水晶体	0.0	0.00	1	0	0	0	0	0	1
	皮膚部	0.0	0.00	1	0	0	0	0	0	1
	腹部	0.0	0.00	0	0	0	0	0	0	0
細胞生理学 研究センター	実効	0.0	0.00	1	0	0	0	0	0	1
	水晶体	0.0	0.00	1	0	0	0	0	0	1
	皮膚部	0.0	0.00	1	0	0	0	0	0	1
	腹部	0.0	0.00	0	0	0	0	0	0	0
教養教育院	実効	0.0	0.00	3	0	0	0	0	0	3
	水晶体	0.0	0.00	3	0	0	0	0	0	3
	皮膚部	0.0	0.00	3	0	0	0	0	0	3
	腹部	0.0	0.00	0	0	0	0	0	0	0
高等研究院	実効	0.0	0.00	1	0	0	0	0	0	1
	水晶体	0.0	0.00	1	0	0	0	0	0	1
	皮膚部	0.0	0.00	1	0	0	0	0	0	1
	腹部	0.0	0.00	1	0	0	0	0	0	1
博 物 館	実効	0.0	0.00	4	0	0	0	0	0	4
	水晶体	0.0	0.00	4	0	0	0	0	0	4
	皮膚部	0.0	0.00	4	0	0	0	0	0	4
	腹部	0.0	0.00	1	0	0	0	0	0	1
未 来 社 会 創 造 機 構	実効	0.0	0.00	4	0	0	0	0	0	4
	水晶体	0.0	0.00	4	0	0	0	0	0	4
	皮膚部	0.0	0.00	4	0	0	0	0	0	4
	腹部	0.0	0.00	2	0	0	0	0	0	2
合 計	実効	57.3	0.02	2,685	51	23	15	0	0	2,774
	水晶体	8.7	0.00	2,753	16	3	2	0	0	2,774
	皮膚部	57.3	0.02	2,685	51	23	15	0	0	2,774
	腹部	7.6	0.01	743	14	6	1	0	0	764

なお、年間を通じて、実効線量限度及び等価線量限度を超えた者はなし。

---

---

名古屋大学 放射性同位元素・放射線発生装置・X線装置利用の手引き

－全学編－

2024年度版

担当：総合保健体育科学センター保健管理室

総務部人事労務課 福祉係

研究戦略部研究安全管理課 研究安全管理グループ

アイソトープ総合センター

編集：アイソトープ総合センター

発行元：名古屋大学放射線安全委員会

---

---